公共調達に係る入札契約制度に関する
報　　告　　書

平成30年６月

山　形　県

本書は、「山形県公共調達基本条例（平成20年７月県条例第43号）」第４条第２項の規定に基づき、山形県議会に対し、公共調達（県が支出負担行為に基づき行う調達）に係る入札契約制度の運用の状況及び見直しの内容に関する報告を行うことを目的に作成したものである。

なお、本書は３部構成となっており、第１部は、建設工事及び建設工事関連業務委託に関する報告、第２部は、物品及び役務等の調達に関する報告、第３部は、山形県公共調達評議委員会の開催についてとなっている。

目　　次

第１部　建設工事及び建設工事関連業務委託関係

第１章　入札・契約を取り巻く状況等

１　建設業を巡る環境

（１）　建設投資額の推移 …… 1

（２）　建設業者数及び建設業就業者数等の推移 …… 1

① 建設業者（許可業者）数 …… 1

② 建設業就業者数 …… 2

（３）　設計労務単価の推移 …… 3

（４）　倒産件数の推移 …… 4

（５）　収益性の推移 …… 5

２　業界団体との意見交換会の実施 …… 5

第２章　平成29年度における入札・契約の実施状況

１　建設工事関係

（１）　落札率等の状況 …… 6

① 落札率 …… 6

② 一般競争入札への平均参加業者数 …… 8

（２）　不調・不落の発生状況 …… 8

（３）　県内業者受注率の状況 …… 9

（４）　品質の確保に関する状況 …… 9

① 工事成績評定点 …… 9

② 総合評価落札方式と最低価格落札方式での工事成績評定点 …… 10

③ 低入札価格調査制度の運用 …… 10

２　建設工事関連業務委託関係

（１）　落札率の状況 …… 11

（２）　県内業者受注率の状況 …… 12

（３）　品質の確保に関する状況 …… 13

① 委託業務成績評定点の状況 …… 13

② 低入札価格調査制度の運用 …… 13

③ 非指名措置の状況 …… 14

第３章　平成29及び30年度における改善の取組
１　公正な競争と適正な利益が確保される入札契約制度の実施 ･････････････ 15
２　建設工事に関する改正内容
（１）　入札参加資格者の地域要件の変更 ･････････････････････････････ 15
（２）　低入札価格調査基準の引上げ ･････････････････････････････････ 15
（３）　ＩＣＴ（情報通信技術）活用工事の試行導入 ･････････････････････ 15
（４）　若手技術者の育成モデルに係る試行内容の改善、週休２日制確保モデル工事の試行導入 ･･････ 16
（５）　全下請業者への社会保険等加入の促進 ･････････････････････････ 16
（６）　女性技術者の配置及びインターンシップ・職場体験学習等の評価 ･･･ 16
３　建設工事関連業務委託に関する改正内容
（１）　総合評価落札方式における品質等確実点の導入 ･････････････････ 17
（２）　総合評価落札方式の促進 ･････････････････････････････････････ 17
（３）　若手・女性技術者及びインターンシップの評価の拡大 ･････････････ 17
（４）　県内業者優先指名競争入札の拡大 ･････････････････････････････ 17
４　建設工事、建設工事関連業務委託共通の改正内容
発注見通しの公表 ･･･ 18
５　入札・契約制度改善の経緯 ･････････････････････････････････････ 19

第２部　物品及び役務等の調達関係

第１章　物品及び役務等の調達における入札・契約制度の運用状況
１　物品関係
（１）　契約の方法 ･･･ 22
（２）　平成29年度における入札・契約の実施状況 ･････････････････････ 22
２　印刷物関係
（１）　契約の方法 ･･･ 23
（２）　平成29年度における入札・契約の実施状況 ･････････････････････ 23
（３）　最低制限価格等の設定 ･･･････････････････････････････････････ 23
３　業務委託関係
（１）　契約の方法 ･･･ 24
（２）　平成29年度における入札・契約の実施状況 ･････････････････････ 24
（３）　低入札価格調査制度の運用 ･･･････････････････････････････････ 25

第２章　地元調達運動の取組 ･･･････････････････････････････････････ 27

第３部　山形県公共調達評議委員会の開催
平成29年度山形県公共調達評議委員会審議事項の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

資料編
１　山形県公共調達基本条例　・・ 34
２　山形県公共調達評議委員会資料
平成29年度評議委員会（平成30年２月７日開催）資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
３　取組に関する資料
平成30年２月21日公表資料　・・ 44

第１部　建設工事及び建設工事関連業務委託関係

第１章　入札・契約を取り巻く状況等

１　建設業を巡る環境

（１）　建設投資額の推移

山形県の建設投資額は、平成８年度をピークに平成22年度まで減少してきたが、平成23年度から増加に転じている。平成28年度については、公共投資及び民間投資の合計額4,675億円で、前年度より291億円（6.6%）増加した。

建設業は、県民の安全・安心を確保するうえで欠くことのできない重要な産業であることから、今後とも建設投資額の動向を注視しつつ、入札・契約制度等のあり方について、引き続き検討していく必要がある。

表－１　建設投資額の推移（年度）　（単位：億円）

	H8	H12	H16	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H28/H8（%）
山形県建設投資計※	9,601	8,062	4,918	3.346	3,375	3,576	4,637	4,479	4,384	4,675	48.7
公共投資	4,891	4,672	2,323	1,807	1,934	1,950	2,543	2,784	2,485	2,446	50.0
民間投資	4,710	3,390	2,594	1,569	1,885	1,627	2,094	1,695	1,899	2,229	47.3
全国建設投資計	772,696	663,559	529,330	429,310	415,606	439,076	502,455	503,973	510,839	516,897	66.9
山形県構成比(%)	1.24	1.21	0.93	0.78	0.81	0.81	0.92	0.89	0.86	0.90	72.6

出典「国土交通省建設総合統計」　※　項目毎に端数処理をしているため、計が合わない場合がある。

図－１　山形県の建設投資額の推移

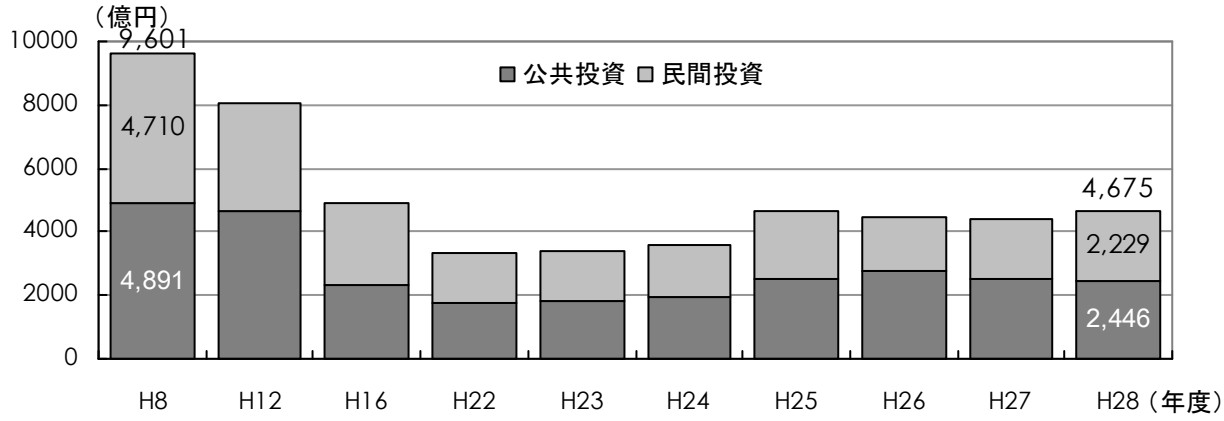

（２）建設業者数及び建設業就業者数等の推移

①　建設業者（許可業者）数

平成28年度の山形県の建設業者(建設業許可業者)数は、３月末時点で4,702者。近年は減少傾向から横ばいの状況である。

建設投資額の減少に比べ、建設業者数の減少割合が小さいため、平成28年度の一業者あたりの建設投資額は、9,900万円と、これまでのピーク時（平成８年度）の56.3%になっている。（表－２－１、図－２）。

表－２－１　山形県の建設投資額と業者数の関係

	H8	H12	H16	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H28／ﾋﾟｰｸ時（%）
建設投資額（億円）	9,601	8,062	4,918	3,346	3,375	3,576	4,637	4,479	4,384	4,675	(ﾋﾟｰｸ H8) 48.7
建設業者数（許可業者数）	5,469	5,806	5,767	4,940	4,783	4,720	4,728	4,755	4,747	4,702	(ﾋﾟｰｸ H12) 81.0
一業者当たりの建設投資額(億円)	1.76	1.39	0.85	0.68	0.71	0.76	0.98	0.94	0.92	0.99	(ﾋﾟｰｸ H8) 56.3

図－２　山形県の建設投資額と業者数の関係

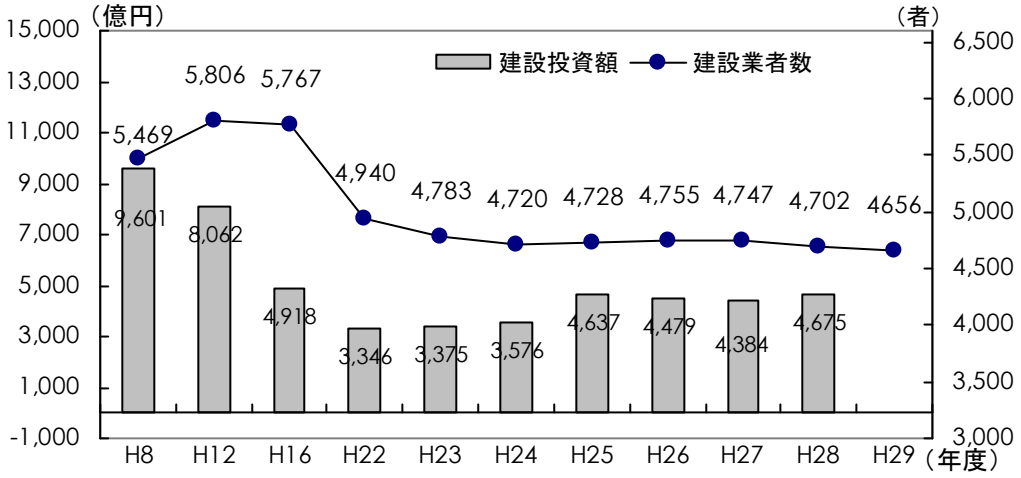

②　建設業就業者数

県内建設業就業者数は、平成 27 年国勢調査では 48,903 人とピーク時である平成 12 年から 24,617 人（33.5%）減少している。

年齢階層別にみると、50 歳以上が 25,280 人（構成比 51.7%）と全体の半数以上を占めており、29 歳以下は 5,019 人（構成比 10.2%）となっている。

平成 12 年と比較すると、29 歳以下では 64.2%の減少となっており、若年者の確保が喫緊の課題となっている。（表－２－２）

表－２－２　山形県内建設業就業者数の推移

	H12年		H27年		対H12年増減		
	就業者数（人）	構成割合（%）	就業者数（人）	構成割合（%）	増減数（人）	増減率（%）	構成割合の増減ポイント
総数	73,520	－	48,903	－	▲24,617	▲33.5	－
29歳以下	14,023	19.1	5,019	10.2	▲9,004	▲64.2	▲8.9
30～39歳	10,336	14.1	9,269	19.0	▲1,067	▲10.3	4.9
40～49歳	18,235	24.8	9,335	19.1	▲8,900	▲48.8	▲5.7
50～59歳	19,204	26.1	10,285	21.0	▲8,919	▲46.4	▲5.1
60歳以上	11,722	15.9	14,995	30.7	3,273	27.9	14.7
50歳以上再掲	30,926	42.1	25,280	51.7	▲5,646	▲18.3	9.6

出典　「国勢調査（総務省統計局）産業等基本集計」

【参考】	H12年		H27年		対H12年増減		
	就業者数（人）	構成割合（%）	就業者数（人）	構成割合（%）	増減数（人）	増減率（%）	構成割合の増減ポイント
女性就業者数	10,032	13.6	6,811	13.9	▲3,221	▲32.1	0.3

（３） 設計労務単価の推移

設計労務単価（主要12職種平均）は、低下が続いてきたが、平成24年度より上昇に転じ、平成27年度には全国平均を上回った。平成30年度の単価は20,167円／日と対前年度で800円増の７年連続上昇となり、平成23年度と比較して7,942円／日、65％の大幅な増加となっている。

しかし、平成30年度の単価においても、ピーク時である平成10年度単価23,882円／日と比較して、3,715円／日のマイナス、対平成10年度比で84％となっており、また、隣接県（宮城県）との格差は解消されていない。（表－３、図－３）

本県の建設業における処遇改善と人材確保のため、今後も設計労務単価の格差を是正し、適正化を図っていく継続的な取組が必要である。

表－３　主要 12 職種設計労務単価の推移（国土交通省：公共工事設計労務単価）

（単位：日／円）

	H10	H12	H16	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
山形県（A）（H10＝1.00）	23,882 (1.00)	17,518 (0.73)	14,900 (0.62)	12,833 (0.54)	12,500 (0.52)	12,225 (0.51)	12,583 (0.53)	15,117 (0.63)	16,308 (0.68)	17,142 (0.72)	18,475 (0.77)	19,367 (0.81)	20,167 (0.84)
宮城県（H10＝1.00）	23,555 (1.00)	19,009 (0.81)	15,855 (0.67)	13,492 (0.57)	13,150 (0.56)	12,867 (0.55)	14,250 (0.61)	17,958 (0.76)	19,375 (0.82)	20,250 (0.86)	21,692 (0.92)	22,117 (0.94)	22,583 (0.96)
全国平均（B）（H10＝1.00）	21,002 (1.00)	17,519 (0.83)	15,199 (0.72)	13,713 (0.65)	13,450 (0.64)	13,328 (0.64)	13,401 (0.64)	15,454 (0.74)	16,516 (0.79)	17,043 (0.81)	17,910 (0.85)	18,634 (0.89)	19,156 (0.91)
全国平均との比較（A）／（B）	1.14	1.00	0.98	0.94	0.93	0.92	0.94	0.98	0.99	1.01	1.03	1.04	1.05

※ 主要 12 職種：特殊作業員・普通作業員・軽作業員・とび工・鉄筋工・特殊運転手・一般運転手・型枠工・大工・左官・交通誘導員Ａ・交通誘導員Ｂ

図－３　主要 12 職種設計労務単価の推移

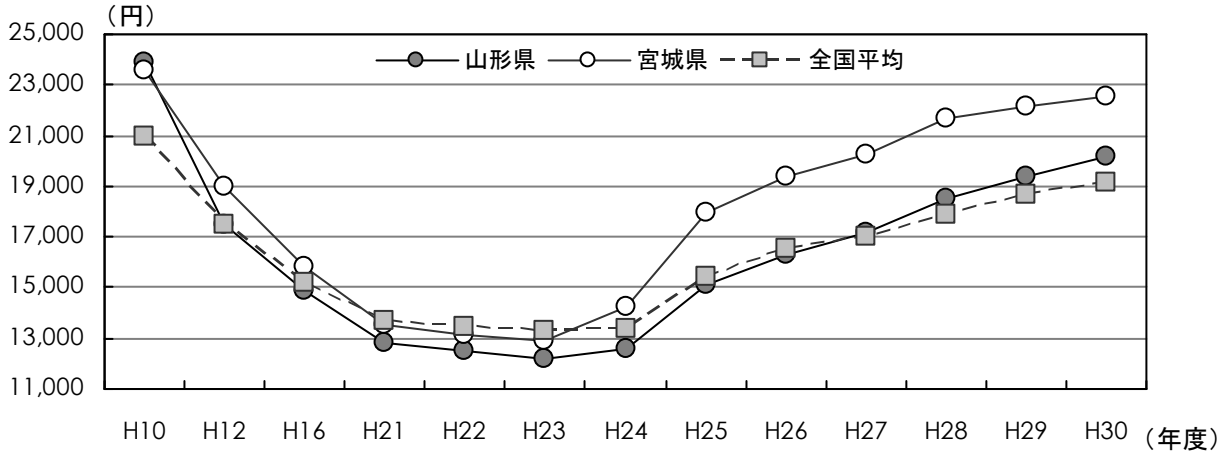

（４）倒産件数の推移

全国及び東北地域の倒産件数は、平成16年からほぼ同水準で推移していたが、平成21年より減少傾向を示している。

これに対して、山形県の倒産件数は、平成18年をピークとして、その後減少を続け、平成28年・29年の２年連続で一桁となっている。（表－４、図－４）

表－４　建設倒産件数の推移（暦年）　（単位：件）

		H8	H12	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
件数	山形県	14	43	48	37	57	53	49	36	26	16	17	12	12	10	9	8
	東北	213	434	304	315	300	306	335	251	203	132	82	78	53	57	70	66
	全国	4,065	6,214	4,002	3,783	3,855	4,018	4,467	4,087	3,523	3,391	3,002	2,421	1,965	1,686	1,605	1,579

図－４　建設業倒産件数の推移（暦年）

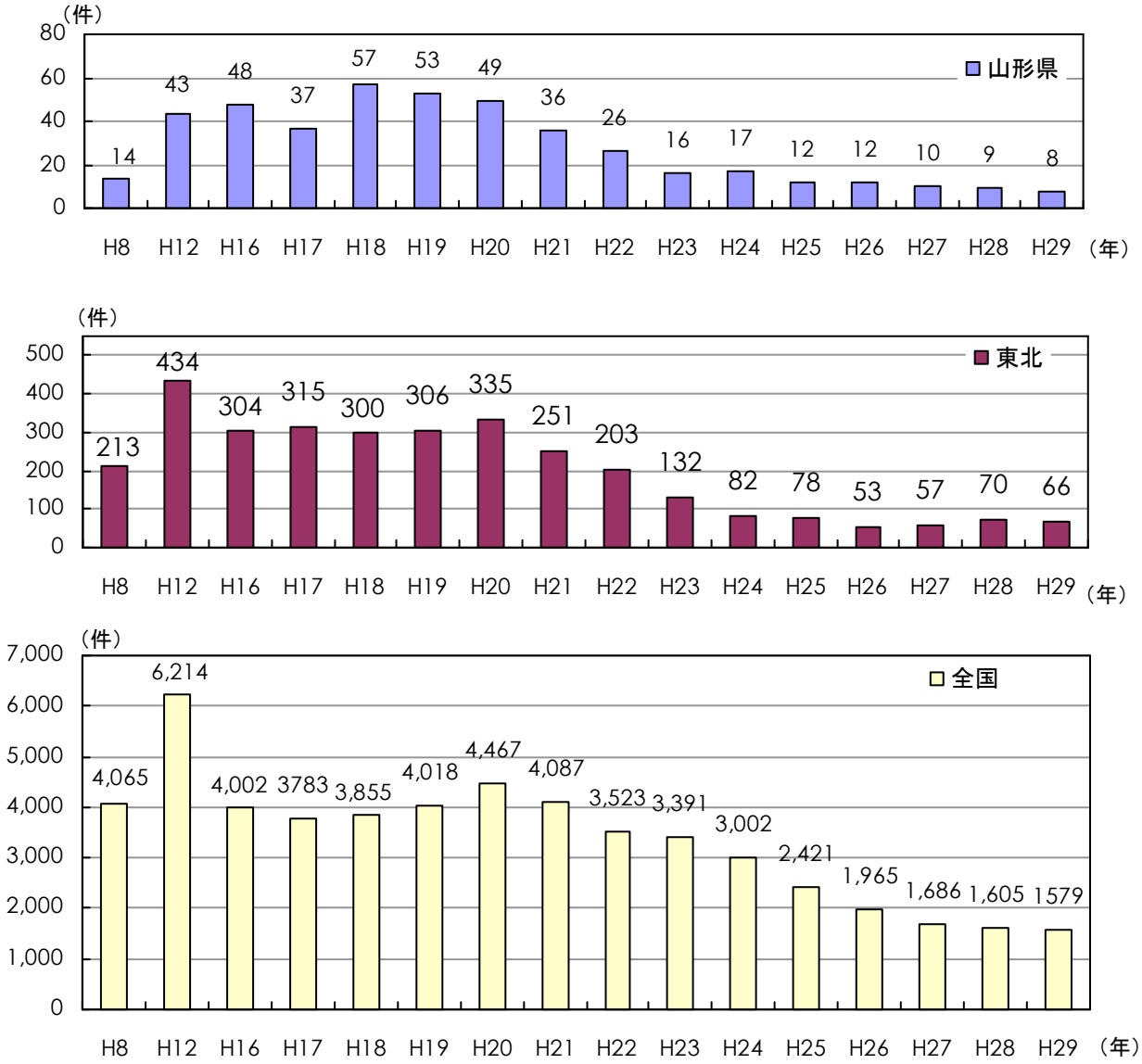

（５） 収益性の推移

本県建設業の収益性については、平成22年度までマイナスが続いてきたが、平成23年度にプラスに転じ、震災復旧・復興工事の本格化や政府の緊急経済対策に加え、豪雨災害の災害復旧工事等による公共工事の増加等が要因となり、平成26年度にはプラス2.98まで上昇し、これまでのピーク時（平成５年度）の2.87を上回った。平成27年度は2.66とやや低下したが、平成28年度は2.70まで上昇している。（表－５、図－５）

表－５　建設業の収益性（売上高経常利益率）の推移（年度）　（単位：％）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
東日本平均23都県	▲1.03	▲1.21	▲1.69	▲1.05	▲0.57	0.69	1.24	2.44	2.32	2.69
山形県	▲1.64	▲2.43	▲1.72	▲0.81	0.09	1.46	2.06	2.98	2.66	2.70
青森県	▲0.82	▲0.78	▲0.39	▲0.13	0.02	0.99	1.90	1.84	1.87	2.46
岩手県	▲2.00	▲1.95	▲2.89	▲1.40	0.67	2.68	2.81	4.14	3.74	3.66
宮城県	▲1.53	▲2.08	▲2.20	▲1.42	1.92	4.64	3.44	3.41	3.59	4.20
秋田県	▲2.00	▲2.36	▲1.82	▲1.07	▲0.71	0.27	1.68	2.43	2.64	3.10
福島県	▲2.29	▲3.04	▲2.98	▲1.76	0.69	3.63	3.82	4.50	4.46	4.56

※　「建設業の財務統計指標」東日本建設業保証株式会社
※　売上高経常利益率＝経常利益／売上高×100

図－５　建設業の収益性（売上高経常利益率）の推移

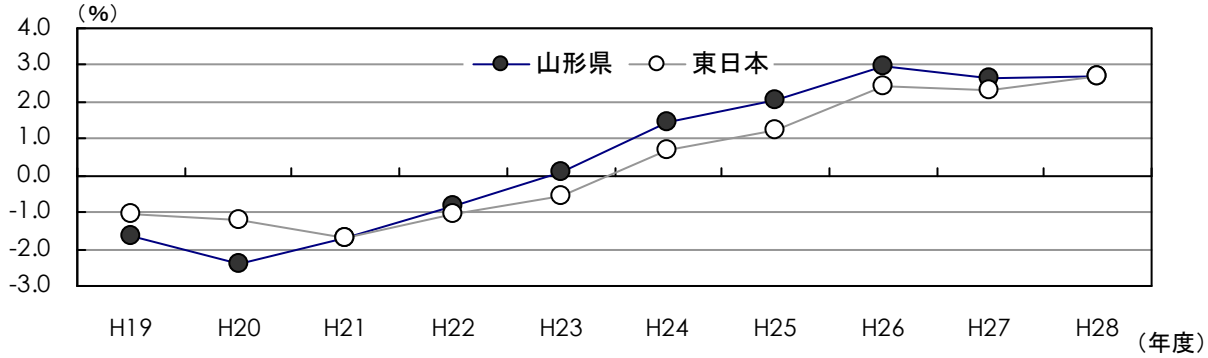

２　業界団体との意見交換会の実施

平成29年度においても、「一般社団法人山形県建設業協会」、「一般社団法人日本建設業連合会東北支部」、「一般社団法人山形県測量設計業協会」、「一般社団法人日本補償コンサルタント協会東北支部山形県部会」、「山形県建設コンサルタント協会」、「山形県地質土壌調査業協会」及び「一般社団法人建設コンサルタンツ協会東北支部」と意見交換を行ない、入札・契約制度の改善点や関係業界が抱える問題点等を把握するための意見・要望の聴き取りし、入札契約制度の改善につなげた。主な要望事項等については、以下のとおりであった。

・改正品確法・建設業法・入契法を踏まえた発注について
・設計労務単価の適切な引き上げ
・調査基準価格及び最低制限価格の適正な見直し
・発注、施工時期の平準化

（入札契約制度の改善内容については15頁第３章に記載）

第２章　平成 29 年度における入札・契約の実施状況

１　建設工事関係（※予定価格 250 万円以下の建設工事を除く。）

（１）　落札率等の状況

①　落札率

建設工事の入札方法については、平成 19 年度から原則として一般競争入札方式により実施している。

平成 29 年度の落札率は 96.4％で、前年度と比べて 0.4 ポイント上昇した。

落札率の推移をみると、平成 20 年度に低入札価格調査制度に失格数値基準を導入したことにより上昇に転じたが、平成 22 年度には再び落札率が低下し、これを受けて、平成 23 年度は、低入札価格調査制度の調査基準価格の算定方法について、本県独自に国土交通省を上回る改正を行うとともに、総合評価落札方式における「品質等確実点」を導入した。さらに、平成 28 年度及び平成 29 年度には、低入札価格調査制度の調査基準価格の算定方法について、本県独自に国土交通省を上回る改正を行った。こうした取組により、「過度な低価格入札」の抑制に対し一定の効果があらわれ、以来、高水準の傾向が続いている。（表－１、図－１）

表－１　落札率の推移（建設工事）（全部局、予定価格 250 万円超）

入札方法	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	（件数）
一般競争入札	86.3	88.6	91.1	89.9	92.3	94.2	95.7	95.8	94.6	96.0	96.3	(1,008)
指名競争入札	90.4	87.1	97.0	92.9	95.4	97.9	97.0	96.6	94.5	95.9	97.0	(15)
随意契約	98.7	95.5	97.0	99.5	97.0	92.3	92.5	99.1	98.6	99.2	97.9	(16)
合計	86.6	88.6	91.2	90.0	92.4	94.2	95.6	95.8	94.6	96.0	96.4	(1,039)

※　落札率は、契約金額の合計／予定価格合計で算出

図－１　入札方法別落札率の推移（建設工事）

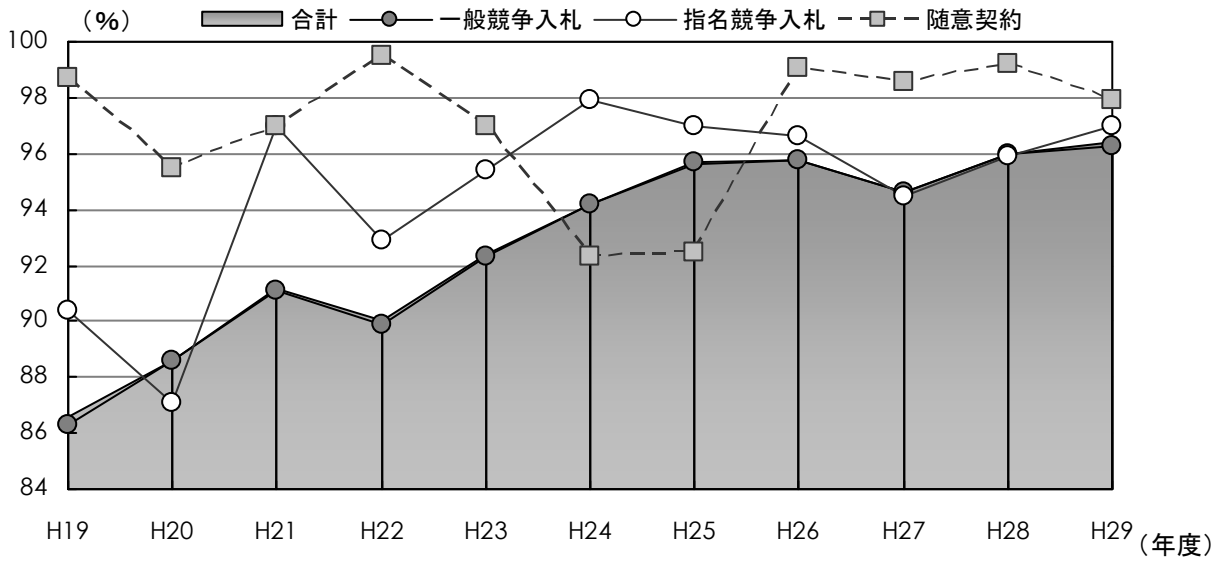

次に、落札率について、区分ごとに比較してみると、落札率 90%超の件数割合は、平成 29 年度では 98.9%と平成 28 年度より 7.4 ポイント増加している。（表－２－１、図－２）

表－２－１　落札率区分別の状況（建設工事）（全部局、予定価格 250 万円超）

〈件数〉

区分	60%以下	60%超 65%以下	65%超 70%以下	70%超 75%以下	75%超 80%以下	80%超 85%以下	85%超 90%以下	90%超 95%以下	95%超	合計	落札率 (%)
H24	0	0	0	0	4	7	243	483	627	1,364	94.2
H25	1	0	0	1	1	2	177	331	865	1,378	95.6
H26	0	0	0	0	2	4	156	295	895	1,352	95.8
H27	0	0	0	0	2	1	242	226	582	1,053	94.6
H28	0	0	0	0	0	0	97	376	672	1,145	96.0
H29	0	0	0	1	1	1	8	370	658	1,039	96.4

〈割合%〉

区分	60%以下	60%超 65%以下	65%超 70%以下	70%超 75%以下	75%超 80%以下	80%超 85%以下	85%超 90%以下	90%超 95%以下	95%超	合計
H24	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.5	17.8	35.4	46.0	100
	0.0			0.3		18.3		81.4		
H25	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	12.8	24.0	62.8	100
	0.1			0.2		12.9		86.8		
H26	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	11.5	21.8	66.2	100
	0.0			0.1		11.8		88.0		
H27	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	23.0	21.4	55.3	100
	0.0			0.2		23.1		76.7		
H28	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.5	32.8	58.7	100
	0.0			0.0		8.5		91.5		
H29	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.8	35.6	63.3	100
	0.0			0.2		0.9		98.9		

※　割合は、各区分ごとに端数処理するため、合計と合わない場合がある。

図－２　落札率区分別件数割合

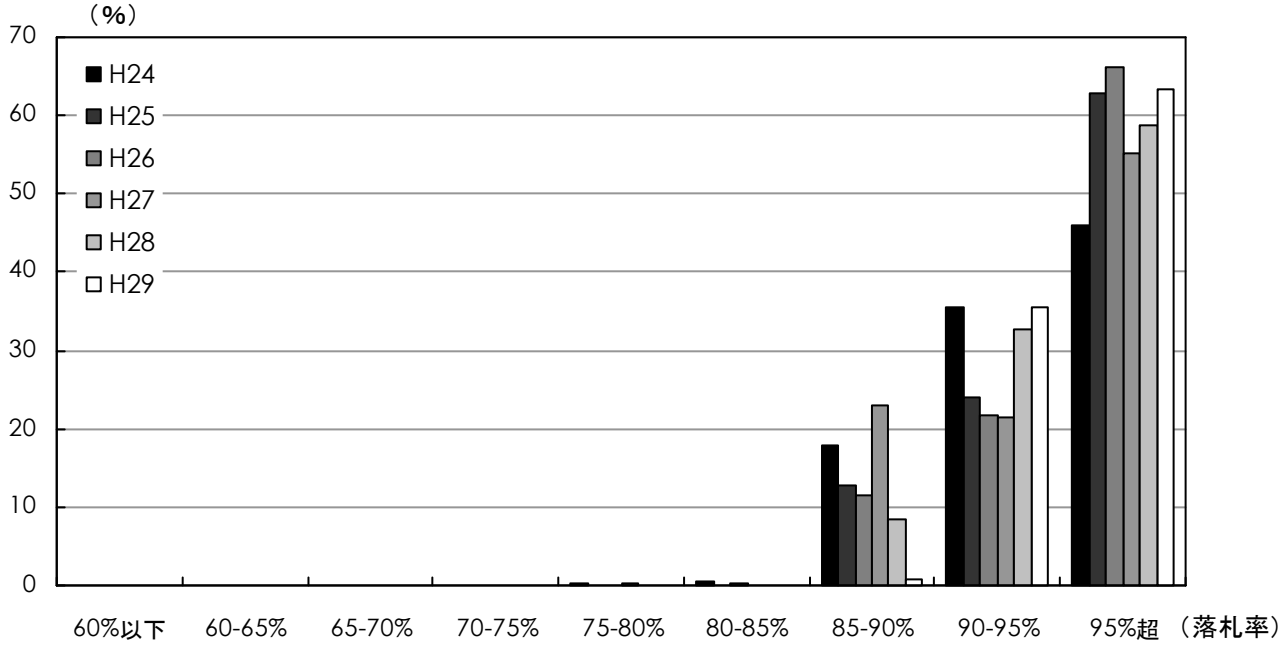

②　一般競争入札への平均参加業者数

（※入札辞退、未入札等により一度も札入れをしていない業者を除く。）

県土整備部の一般競争入札への参加業者数は、一件当たりの平均数で、平成 20 年度一般競争入札の全面導入後から減少を続け、平成 29 年度では 3.3 者となっている。（表－２－２）

これは、任意参加である一般競争入札では、各業者は自らの配置技術者数等の条件に応じて、また、発注見通し等の制度を活用しながら、受注したい入札案件を絞り込んでいることなどを要因に減少してきたと考えられる。

表－２－２ 平均参加業者数の状況

H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
9.4 者	7.9 者	7.5 者	7.5 者	6.6 者	4.8 者	3.9 者	3.3 者	4.1 者	3.6 者	3.3 者

（２）　不調・不落の発生状況

平成 29 年度の県土整備部における入札時不調・不落発生件数は 83 件（11.5%）で、前年度と比較して 15 件（3.5 ポイント）増加している。（表－３、図－３）

今後も、工事の早期発注に配慮しながら、年間を通した工事量を平準化し、特定の時期に工事を集中させないことや、余裕期間制度等を推進していく。

発生した不調案件については、工期の見直しや、関連事業など複数の工区をまとめるロットの大型化などの工夫を行い再発注により、契約に至っている。

表－３　不調・不落の発生状況（建設工事）〈県土整備部、予定価格 250 万円超。随意契約を除く。〉

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
入札件数	1,056	1,157	1,003	830	845	723
不調・不落件数	67	110	83	85	68	83
うち不調			77	57	40	59
うち不落			6	28	28	24
発生率（%）	6.3	9.5	8.3	10.2	8.0	11.5

図－３　不調・不落の発生状況の推移〈県土整備部、予定価格 250 万円超。随意契約を除く。〉

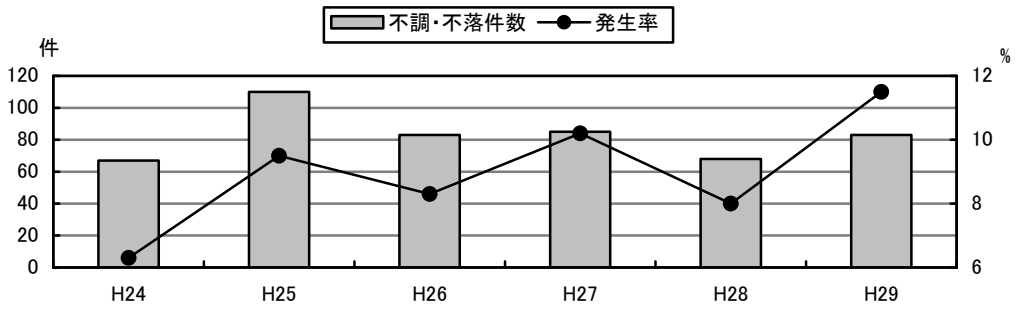

（３）県内業者受注率の状況

県内（本店）業者の受注率は、件数ベースで 94.4%と前年度と比べ 2.1 ポイント減少し、また、当初契約金額ベースでは 83.0%と 4.9 ポイント増加した。（表－４）

平成 27 年度以降、金額ベースで割合が低くなっているが、これは、大規模な建築一式工事等を県外業者が受注した影響が大きく出ている。

表－４　県内業者の受注率（建設工事）（全部局、予定価格 250 万円超）　（単位：%）

入札方式	H25		H26		H27		H28		H29	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争入札	95.3	91.8	95.5	94.9	96.1	81.0	96.7	78.1	94.9	85.2
指名競争入札	100	100	100	100	100	100	100	100	86.7	5.3
随意契約	77.8	50.0	93.0	90.6	80.0	85.1	87.5	93.3	68.8	61.4
合計	95.0	91.5	95.4	94.9	96.0	81.0	96.5	78.1	94.4	83.0

（４）　品質の確保に関する状況

① 工事成績評定点

本県では、請負業者の適正な選定や指導・育成、工事の品質向上に資することを目的に、原則として、1 件の当初設計金額が 500 万円を超える建設工事を対象として、工事成績評定点を算出している。

当該評定点の平成 29 年度における県全体の平均点は、80.5 点となっており、前年度と比べると 0.3 点上昇した。

また、当該評定点と落札率との関係においては、落札率等によっても大きな違いは見られない。（表－５－１、２）

表－５－１　工事成績評定点の推移（建設工事）（全部局　当初契約金額 500 万円超）

（単位：点、件）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
評定点	77.0	77.5	78.1	78.9	79.4	80.2	80.5
件数	950	1,119	1,042	1,206	901	888	905

表－５－２　落札率区分別工事成績評定点（建設工事）（全部局）

区分	65%以下	65%超 70%以下	70%超 75%以下	75%超 80%以下	80%超 85%以下	85%超 90%以下	90%超 95%以下	95%超	合計
H28（評定点）	－	－	－	－	－	80.5	79.7	80.3	80.2
H29（評定点）	－	－	－	－	77.0	79.6	80.4	80.5	80.5
H29（件数）	－	－	－	－	1	18	312	574	905

②　総合評価落札方式と最低価格落札方式での工事成績評定点

県土整備部では、価格と品質の２つの基準で審査できる総合評価落札方式を実施しており、対象の設計金額は 1,000 万円以上としている。

工事成績評定点の平均を比べると、平成 28 年度と同様に総合評価落札方式が最低価格落札方式を上回っており、平成 29 年度は 1.4 点高くなっている。

また、総合評価落札方式での平均落札率は 96.5%であり、最低価格落札方式と比べると 0.7 ポイント上回っている。（表－６）

表－６　総合評価落札方式の状況（建設工事）（全部局、予定価格 250 万円超）

（単位：件、%、点）

落札方式	件数	平均落札率（%）	平均評定点	県内業者受注率（%）	
				件数	金額
総合評価落札方式	560 (606)	96.5 (95.5)	81.0 (80.5)	95.2 (96.0)	87.2 (73.6)
最低価格落札方式	468 (515)	95.8 (95.1)	79.6 (79.0)	94.6 (97.5)	74.1 (97.9)
合計	1,028 (1,121)	96.4 (95.3)	80.3 (79.9)	94.9 (96.7)	84.1 (78.1)

※　（　）内は前年度の数値

③　低入札価格調査制度の運用

平成 29 年度において、調査基準価格を下回った入札があったのは、県土整備部で 10 件(発生率 3.2%)と前年度に引き続き低い割合となった。

これは、総合評価落札方式における「品質等確実点」の導入や、低入札価格調査によるダンピング対策が浸透してきていることが要因と考えられる。（表－７）

表－７　低入札価格調査制度における調査実績（建設工事）

年度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
県土整備部	基準価格設定数	374	481	421	435	386	322	362	315
	低入札発生件数（発生率%）	50 (13.4)	10 (2.1)	3 (0.7)	4 (0.9)	7 (1.8)	1 (0.3)	7 (1.9)	10 (3.2)
	低入札落札件数	17	2	2	1	2	0	5	7
全県	低入札発生件数	66	12	7	4	7	3	14	13
	低入札落札件数	24	3	3	1	2	0	9	9

なお、過度な低価格入札を抑止するため、平成 22 年５月からは、調査基準価格未満で落札した場合に、工事の品質を確保するため、現場代理人と配置技術者の兼務を禁止する措置を導入している。

２　建設工事関連業務委託関係（※予定価格 100 万円以下の業務委託を除く。）

（１）　落札率等の状況

業務委託に関しては、建設工事の場合と異なり、格付けのために業者を客観的に評価する制度(建設業法に基づく経営事項審査制度)がないことから、本県では、金額規模により 10～15 者前後を選定して実施する指名競争入札を原則としている。

平成 29 年度の落札率は 87.1％と、前年度と比べ 0.9 ポイント減となり、平成 25 年度をピークに横ばいの状況。（表－８－１、図－４）

表－８－１　落札率の推移（建設工事関連業務委託）（全部局、予定価格 100 万円超）

（単位：％、件）

入札方法	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	（件数）
一般競争入札	-	73.5	86.5	82.9	88.6	87.5	98.0	94.5	92.6	91.4	（69）
指名競争入札	79.6	82.5	82.4	84.9	86.2	87.5	85.7	85.2	86.9	86.0	（540）
随意契約	97.1	94.6	94.6	96.3	96.8	97.3	97.3	96.9	98.4	97.2	（25）
合計	81.2	84.1	84.1	85.5	86.7	88.4	87.6	86.0	88.0	87.1	（634）

図－４　入札方法別落札率の推移（建設工事関連業務委託）

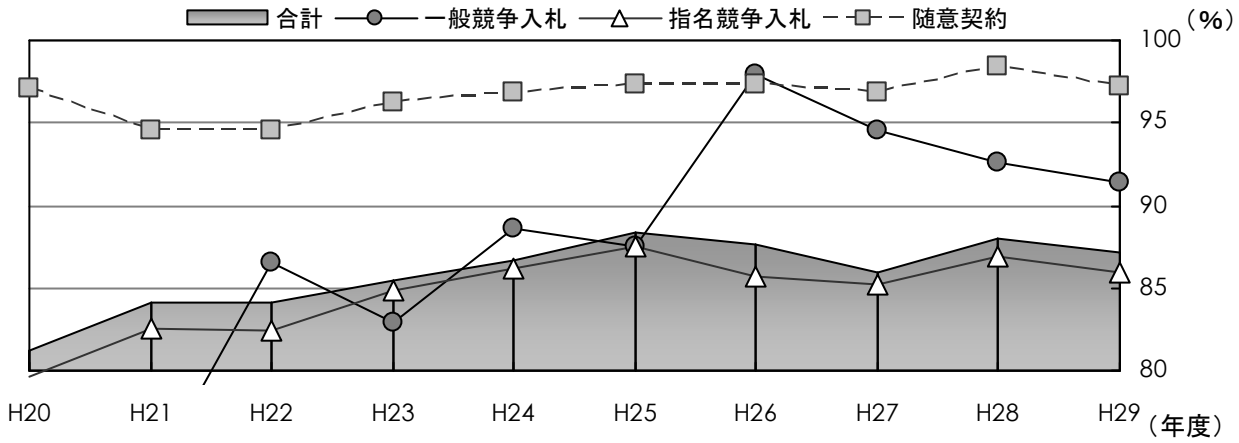

次に、落札率についてその件数割合を落札率の区分ごとにみると、平成29年度では、80%超が99.5%を占めている。平成28年度に低入札価格調査制度の調査基準価格の引き上げが行われた結果と考えられ、「過度な低価格入札」の抑制に対し一定の効果があらわれたと考えられる。（表－８－２）

表－８－２　落札率の状況（建設工事関連業務委託）（全部局、予定価格100万円超）

〈件数〉

区分	60%以下	60%超 65%以下	65%超 70%以下	70%超 75%以下	75%超 80%以下	80%超 85%以下	85%超 90%以下	90%超 95%以下	95%超	合計	落札率 (%)
H25	1	0	1	12	191	143	119	257	328	1,052	88.4
H26	0	0	0	34	240	116	98	218	273	979	87.6
H27	0	1	1	85	185	77	73	121	178	721	86.0
H28	1	0	0	7	8	298	109	135	143	701	88.0
H29	0	0	0	1	2	283	93	118	137	634	87.1

〈割合%〉

区分	60%以下	60%超 65%以下	65%超 70%以下	70%超 75%以下	75%超 80%以下	80%超 85%以下	85%超 90%以下	90%超 95%以下	95%超	合計
H25	0.1	0	0.1	1.1	18.2	13.6	11.3	24.4	31.2	100
	0.2			19.3		24.9		55.6		
H26	0	0	0	3.5	24.5	11.8	10.0	16.8	27.9	100
	0			28.0		21.9		50.2		
H27	0	0.1	0.1	11.8	25.7	10.7	10.1	16.8	24.7	100
	0.2			37.5		20.8		41.5		
H28	0.1	0	0	1.0	1.1	42.5	15.6	19.3	20.4	100
	0.1			2.1		58.1		39.7		
H29	0	0	0	0.2	0.3	44.6	14.7	18.6	21.6	100
	0			0.5		59.3		40.2		

図－５　落札率区分別件数割合（建設工事関連業務委託）

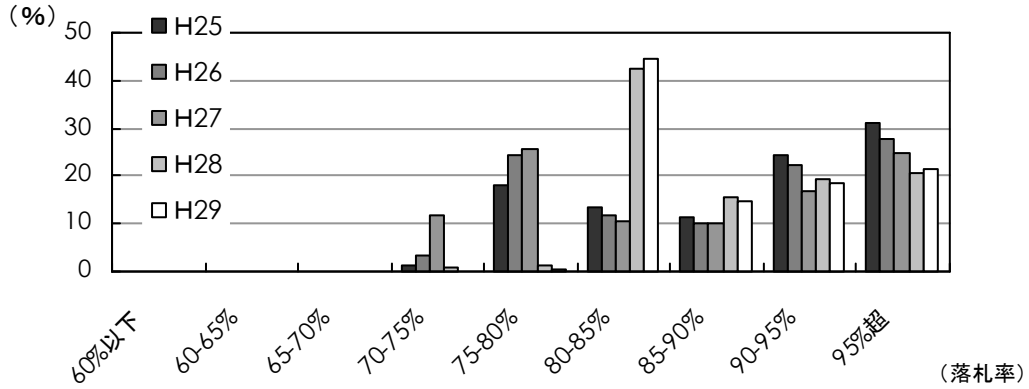

（２）　県内業者受注率の状況

県内（本店）業者の受注率は、件数ベースで74.3%、契約金額ベースで65.9%となっており、前年度に比べ、件数で0.2ポイント下回り、契約金額で4.7ポイント上回った。（表－９）

表－９　県内業者の受注率（建設工事関連業務委託）（全部局、予定価格100万円超）　（単位：%）

入札方式	H25		H26		H27		H28		H29	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争入札	66.7	72.0	0	0	88.9	89.3	79.2	72.3	97.1	96.0
指名競争入札	73.6	64.9	74.3	63.4	74.4	60.3	73.9	59.0	71.7	60.6
随意契約	81.4	80.6	86.3	83.0	80.5	73.3	76.3	69.8	68.0	44.5
合計	74.4	66.6	75.4	66.7	74.9	61.7	74.5	61.2	74.3	65.9

（３）品質の確保に関する状況

① 委託業務成績評定点の状況

建設工事と同様の目的により、建設工事関連業務委託に関しても、原則として１件の当初設計金額が 200 万円を超える委託業務等を対象に成績評定点を算定している。当該評定点の平成 29 年度における県全体の平均点は、81.3 点となっており、前年度を 0.4 点上回っている。また、落札率との関係においては、低い落札率であっても評定点が平均を大きく下回るような案件はみられない。（表－10－１、２）

表－10－１　業務成績評定点の推移　（単位：点、件）

	H25	H26	H27	H28	H29
評定点	79.9	80.1	80.7	80.9	81.3
件数	777	717	457	493	521

表－10－２　落札率区分別業務成績評定点

区分	65%以下	65%超 70%以下	70%超 75%以下	75%超 80%以下	80%超 85%以下	85%超 90%以下	90%超 95%以下	95%超	合計
H28（評定点）	75.0	－	81.9	80.8	80.7	81.2	80.6	81.1	80.9
H29（評定点）	－	－	77.0	80.0	81.5	81.0	81.2	80.9	81.3
H29（件数）	0	0	1	1	252	73	93	101	521

② 低入札価格調査制度の運用

建設工事関連業務委託においては、平成 26 年５月より低入札価格調査制度対象の設計金額を 700 万円以上から 1,000 万円以上に引き上げている。また、県土整備部において平成 27 年 10 月から対象金額を 3,000 万円以上とする試行を実施中である。

平成 29 年度における調査発生件数は、県全体で 16 件（うち県土整備部で１件）となっている。（表－11）

表－11　低入札価格調査制度における調査実績（建設工事関連業務委託）

年度		H24	H25	H26	H27	H28	H29
県土整備部	基準価格設定数	221	240	141	85	19	37
	低入札発生件数 （発生率％）	48 （21.7）	28 （11.7）	26 （18.4）	15 （17.6）	5 （26.3）	1 （2.7）
	低入札落札件数	19	12	12	8	3	0
全県	低入札発生件数	53	37	31	23	15	16
	低入札落札件数	20	16	16	12	6	11

③　非指名措置の状況

過度な低価格入札を抑止するため、平成 22 年５月より、過度な低価格入札による失格を繰返す者に対し、失格回数に応じて非指名期間を設定する措置を導入している。

導入後の検証結果などから、非指名の機動的な対応や失格回数に応じた非指名期間の設定などの改正を平成 25 年度に実施した結果、失格業者数、非指名業者数ともに大きく減少した。平成 29 年度においても、失格業者数、非指名業者数ともに減少している。（表－12）

表－１２　非指名措置の状況（建設工事関連業務委託）

＜失格業者数＞　（単位：者）

年度	失格回数		年計
	１回	２回以上	
H24	24	15	39
H25	16	５	21
H26	18	３	21
H27	12	４	16
H28	15	２	17
H29	10	１	11

＜非指名業者数＞　（単位：者）

年度	非指名期間					年計
	１箇月	２箇月	３箇月	４箇月	５箇月	
H24	６	10	２	１	１	20
H25		３	２			５
H26		５	２			７
H27		４				４
H28			１	１	１	３
H29		２				２

第３章　平成29及び30年度における改善の取組

１　公正な競争と適正な利益が確保される入札契約制度の実施

公正な競争等を前提としながら、「品質」及び「適正な競争」を確保しつつ、建設業者等の適正な利益が確保され、工事の安全や企業の技術の蓄積と研鑽に繋がる入札契約制度となるよう、平成29年度において以下の対策を順次実施した。

なお、平成30年度における取組についても、平成29年度中の方針決定を受けたものであることから、併せて記述している。

２　建設工事に関する改正内容

（１）　入札参加資格者の地域要件の変更〔平成29年４月改正〕

総合支庁管内を地域要件とする範囲を「設計金額３千万円以上８千万円未満」から、「設計金額３千万円以上５億円未満」に引き上げた。

この結果、引上げ部分（８千万円以上５億円未満）の管内受注率は98.4%（63件中62件）で、前年度と比べ4.1ポイント上昇した。

（２）　低入札価格調査基準の引上げ〔平成 29 年６月改正〕

改正品確法の趣旨を踏まえ、平成 29 年６月から調査基準価格算定式における直接工事費の算定割合を 95%から 97%と、国土交通省基準と同率に引き上げた。これにより、予定価格に対する比率は 92%程度から 93%程度に上昇すると試算した。

平成 29 年度の落札率は 96.4%と、前年度と比べて 0.4 ポイント上昇したが、このことは、低入札価格調査基準の引上げが一因となったものと考えている。

（３）　ＩＣＴ（情報通信技術）活用工事※の試行導入

〔平成 29 年度試行～、30 年度試行拡大〕

平成29年度は、設計金額3,000万円以上かつ5,000㎥以上の土工を目安に工事を選定し、２件ＩＣＴ活用工事を試行した。また、平成30年度は、設計金額1,000万円以上かつ3,000㎡以上の路盤工を含む舗装工事を対象に追加し、ＩＣＴ活用工事の推進を図る。

ＩＣＴ活用工事の普及により、建設産業の生産性及び現場の安全性が向上し、希望がもてる新たな建設現場の実現が期待できる。

※　未習熟者でも熟練オペレーターと同等かつ迅速に施工できるバックホウ等のＩＣＴ建機（３次元データにより制御された建設機械）を使用する工事

（４） 若手技術者の育成モデルに係る試行内容の改善、週休２日確保モデル工事の試行導入〔平成27年度から試行、30年度試行拡大〕

若手技術者の育成に寄与するモデル事業として、若手技術者を建設工事に配置した場合に総合評価落札方式で加点評価する若手技術者評価型を試行してきた。平成29年度に若手技術者を配置した工事の実施率は39.3％（28件中11件）で、前年度と比較して14.3ポイント上昇。また、一部（３件）を週休２日確保モデル工事として試行した。

若手技術者評価型でのみ実施してきた週休２日確保モデル工事について、平成30年度からは全ての工事を対象として希望業者を募るよう試行を拡大し、工期確保のしやすい早期発注工事等を対象に積極的に活用を図っていく。この取組を通じ、より働き易い職場環境づくりの普及による入職促進を図る。

表－１　平成 27～29 年度試行件数　※県土整備部のみ　（単位：件）

	試行件数	平成27年度	平成28年度	平成29年度
若手技術者評価型	発注件数	7	14	28
	若手技術者配置による落札件数	3	5	11
	うち、週休2日確保モデルの実施件数			3

（５） 全下請業者への社会保険等加入の促進〔平成30年７月改正〕

平成28年７月から実施してきた、社会保険等未加入業者との一次下請契約を原則禁止とする取組に加え、平成30年７月から全下請業者の社会保険等への加入を原則とし、また、契約時には法定福利費を明示した請負代金額内訳書の提出を義務付けることとした。これにより、建設産業の持続的な発展に必要な人材確保の実現に向けた技術者・技能労務者の処遇の向上を図る。

（６） 女性技術者の配置及びインターンシップ・職場体験学習等の評価〔平成30年７月改正〕

担い手の育成・確保の観点から、女性技術者を建設工事の技術者に配置する場合及び中学生から大学生を対象としたインターンシップ・職場体験学習等を受け入れた場合について、総合評価落札方式において評価することとし、女性が活躍しやすい就労環境整備の実現や若者の入職促進を図る。

３　建設工事関連業務委託に関する改正内容

（１）　総合評価落札方式における品質等確実点の導入〔平成 29 年７月改正〕

業務委託における総合評価落札方式において、建設工事と同様に品質等確実点を導入した。この改正により、低入札発生率を改善し、「品質確保の実効性」と「施工体制確保の確実性」の担保、「適正な利潤の確保」及び「事務の簡素化」を図った。この結果、建設工事関連業務委託の総合評価落札方式の入札において、低入札価格調査案件の発生が０件と抑制された。

（２）　総合評価落札方式の促進

〔平成28年７月から実施、平成29年７月改正、平成30年７月改正〕

平成28年７月から、原則として、設計金額3,000万円以上の業務委託は、全て総合評価落札方式を適用することとし、平成29年７月からはこれに加え、設計金額1,000万円以上3,000万円未満の業務の２割を原則実施とする改正を行った。さらに、平成30年度は対象を500万円以上3,000万円未満の業務の２割に拡大し、実施件数の増加及び実施率への波及を図る。

この取組により、業者の積算精度の向上により、最低制限価格付近に入札価格が偏ることによるくじ引き案件を抑制するとともに、業務の品質のさらなる向上を図る。

（３）若手・女性技術者の配置及びインターンシップの評価の拡大

〔平成30年７月改正〕

担い手の育成・確保の観点から、若手、女性技術者を配置予定技術者とした場合及び中学生から大学生を対象としたインターンシップ・職場体験学習等を受け入れた場合について、総合評価落札方式において評価する。

若手や女性が活躍しやすい就労環境整備の実現や若者の入職促進を図る。

（４）　県内業者優先指名競争入札の拡大

〔平成24年度試行～、平成30年７月試行拡大〕

土木関係建設コンサルタント業務の県内企業の入札参加機会の拡大のため、県内業者優先指名を試行してきたが、適用件数が少ない状況であるため、平成30年７月から難易度が標準の土木関係建設コンサルタント業務について原則実施することとした。これにより、県内企業の入札参加機会が増えることで、県内企業の実績やノウハウの蓄積が促進されることが期待される。

４　建設工事、建設工事関連業務委託共通の改正内容

（１）　発注見通しの公表

〔平成27～28年度試行から本格実施〔平成29年４月改正〕〕

建設工事、建設工事関連業務委託の発注見通しについて、８月公表を追加し、年４回から年５回に公表回数を拡大した。これにより、施工時期等の平準化に向けた計画的な発注の促進を図る。

５ 入札･契約制度改善の経緯

※数値は、特に注釈のあるものを除き県土整備部
（平成21年度以前は土木部）関係のみ。

		～平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
法 令 等				H13.04 入札契約適正化法施行	H15.01 官製談合防止法施行			H17.04 品確法施行、H18.01 改正独禁法施行
談合事件			H13年１月最上地方における農業土木工事に公取立入調査（業界談合）			H15年９月置賜地方における測量、土木コンサルタント等業務に公取立入調査（業界談合）	H16年10月東北地方整備局等が発注した鋼橋上部工事関係の70社に独禁法違反で立入調査	
改善推進組織					山形県入札制度改善委員会設置（庁内組織）			
競争性の確保（公正・公平）	一般競争入札	Ｈ７年度ＷＴＯ案件に導入。10億円以上の土木工事、15億円以上の建築工事を一般競争入札とする。		１億円以上の工事に条件付一般競争入札の導入（４千万円以上についても実施可能）	４千万円以上の工事に条件付一般競争入札の拡大（１千万円以上についても実施可能）			
	地域要件、格付け等				県内全域からの応札を３億円以上から１億円以上に拡大	主観点数に工事成績評価等技術力のウェイト引き上げ	ＪＶ対象工事に単体業者が参加する混合入札とする	入札条件に工事成績や技術者の施工実績を設定
	指名競争入札		意向確認型指名競争入札の廃止と公募型の拡大	指名業者数を12業者に拡大、指名業者名は落札決定後に公表	指名理由書の作成要領を制定		業務委託の指名選定基準の制定	
透明性の確保	監視機能	入札監視委員会の設置（契約金額２千万円以上・発注予定１億円以上の建設工事）					測量、設計等業務委託（契約金額500万円以上）を審査事項に追加	
	予定価格	H11年５月から250万円超工事について事後公表		250万円超の建設工事全てについて事前公表				
	積算内訳書	閲覧による積算内訳の事後公表の実施		入札時に提出義務化、積算基準、設計単価公表			内訳書の審査要領を制定し、審査手法を統一化	
	契約情報等公開	H10年９月経営事項審査結果公表		発注見通し、指名選定理由、契約書等の公開	工事成績、低入札基準価格、最低制限価格の公表		測量等業務委託も指名理由、予定価格を公表（事後）	
	電子入札等					H15年11月試行		
品質の確保	低入札価格調査制度	Ｈ９年ＷＴＯ案件に導入 Ｈ１１公募型、意向確認型指名競争入札にも適用	２億円を超える建設工事を対象とする	設計金額４千万円以上の建設工事に導入	設計金額４千万円未満の建設工事に「最低制限価格制度」を導入	低入札コスト調査により完成時のコスト構造分析開始	失格判断基準・調査方法の改善、業務委託設計金額700万円以上に導入、技術者の増員義務付け（H17年１月～）	
	低入札対象工事件数			410	307	299	276	208
	低入札調査件数			26	26	26	40	20
	発生率			6.3%	8.5%	8.7%	14.5%	9.6%
	多様な入札･契約方式	入札時ＶＥ方式試行	契約後ＶＥ方式試行			ＰＦＩ事業の実施、業務委託に係るプロポーザル方式の試行	総合評価落札方式の試行	契約後ＶＥの実施、総合評価落札方式簡易Ｉ型実施（H18年１月～）
	工事成績評定					要領を改正し評価の厳格化		工事成績、技術者の施工実績を入札条件に設定
	評定平均点の推移					（土木･農林全体）→	73.8	74.6
不正の排除	指名停止措置機関							
	指名停止期間		談合、贈賄を定めている期間の２倍とする					
	損害賠償予約条項				契約約款に10%を設定（建設工事）	契約約款に10%を設定（委託業務）		
	コンプライアンス							
	元請下請関係			指導要領策定	元請下請調査88件	89件	97件	92件
	談合情報等対応		現場説明会廃止				マニュアルの統一化	
	談合情報の推移		1	4	2	5	7	1
県内の建設投資額（億円）		Ｈ８ピーク 9,601	8,062	7,086	5,976	5,355	4,918	4,816
建設業許可業者数（年度末）		（H11） 5,832	5,806	5,713	5,637	5,720	5,767	5,579
建設業倒産件数（暦年）		（H11） 35	43	42	52	48	48	37
建設工事落札率（指名）			96.0%	94.6%	94.6%	93.5%	93.2%	92.4%
建設工事落札率（一般）			－	92.9%	92.7%	92.9%	91.2%	90.5%
建設工事落札率（ 計 ）			96.0%	93.6%	93.0%	93.0%	91.4%	90.6%

５ 入札･契約制度改善の経緯

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法 令 等		H18.12 知事会指針		H20.07 県公共調達基本条例施行				
談合事件		H18年４月市民オンブズマンが鋼橋上部工事の談合について損害賠償請求を怠っていると県を提訴	H19年３月置賜管内測量等談合に係る損害賠償請求の訴えを提起					
改善推進組織			H19年10月山形県公共調達改善委員会設置（外部委員組織）	H20年12月山形県公共調達評議委員会設置（外部委員組織）				
競争性の確保（公正・公平）	一般競争入札		250万円超１千万未満の工事について４月から一部、H20年１月から原則全面実施。事務軽減のため事後審査方式導入					
	地域要件、格付け等		応札可能業者は原則20者以上を確保する。主観点数に企業の社会性評価を導入		土木一式の発注基準及び建設工事の地域要件に係る金額区分を一部改正		土木一式の発注基準及び建設工事の地域要件に係る金額区分を一部改正	
	指名競争入札		指名業者数を拡大					
透明性の確保	監視機能		指名停止措置の再苦情処理、談合情報の審査（１億円以上）を追加					
	予定価格		事後公表の試行（H20年1～3月）	事後公表の試行（H20年10～H21年3月）	事後公表の試行（H21年6～）	事後公表の試行継続（H22年4月～）	事後公表の試行継続（H23年4月～）	事後公表の試行継続（H24年4月～）
	積算内訳書							
	契約情報等公開	個々の入札結果をホームページ上で公開（H19年3月～）						
	電子入札等	本格実施	質問・回答の電子化		電子閲覧の本格実施			
品質の確保	低入札価格調査制度		（業務委託設計金額700万円未満に最低制限価格制度試行導入）	建設工事・業務委託とも失格数値基準を導入（H20年6月30日～）、調査基準価格の引き上げ（H21年1月26日～）	建設工事の調査基準価格引き上げ、建設工事・業務委託とも失格数値基準・最低制限価格を引き上げ（H21年6月1日～）	建設工事における現場代理人と配置技術者の兼務禁止、及び業務委託の入札で失格を繰り返す業者に対する、非指名措置制度を導入（H22.5.1～）	建設工事の調査基準価格引き上げ、建設工事・業務委託とも失格数値基準・最低制限価格を引き上げ（H23年5月1日～）	・土木コンサルタント業務の調査基準価格および失格数値基準の引き上げ（H24年5月1日～） ・「非指名」措置等の検証と見直しの検討
	低入札対象工事件数	218	245	296	440	374	481	421
	低入札調査件数	19	23	21	37	50	10	3
	発生率	8.7%	9.4%	7.1%	8.4%	13.4%	2.1%	0.7%
	多様な入札･契約方式		総合評価落札方式簡易Ⅱ型実施	地域貢献活動を評価項目として設定可能に（簡易Ⅱ型）	簡易Ⅰ型とⅡ型は地域貢献活動の評価項目設定を必須に、標準型でも可能にして、本格実施	設計金額4000万円以上、原則全面実施。地域貢献活動の評価対象項目を拡大。（H22年４月）事後審査方式の試行（H22年７月）	・技術点に「品質等確実点」を導入 ・事後審査（簡易Ⅱ型）対象工事の範囲を拡大	・総合評価落札方式の建設工事における評価項目の拡充 ・土木コンサルタント業務の県土整備部における総合評価落札方式の試行 ・建設工事関連業務委託の県土整備部における県内業者優先指名競争入札の試行
	工事成績評定							
	評定平均点の推移	75.3	75.6	75.8	76.5	76.7	77.0	77.5
不正の排除	指名停止措置機関		県機関（病院、企業局）の一本化					
	指名停止期間		贈賄、独禁法違反行為、入札妨害及び談合について期間延長					
	損害賠償予約条項		違約金特約条項改正（20%）					
	コンプライアンス	内部通報制度施行	山形県職員倫理規程施行(H20年１月～)		公共調達スキルアッププログラムの施行			・建設工事等の入札・契約事務に関する不当な情報提供等要求等対応要領の整備
	元請下請関係	82件	80件	80件	80件	80件	80件	80件
	談合情報等対応							
	談合情報の推移	8	2	4	0	4	3	3
県内の建設投資額(億円)		4,928	4,220	3,819	3,896	3,346	3,375	3,576
建設業許可業者数(年度末)		5,408	5,184	5,115	5,083	4,940	4,783	4,720
建設業倒産件数（暦年）		57	53	49	36	26	16	17
建設工事落札率（指名）		92.5%	90.2%	90.8%	98.4%	96.9%	94.9%	97.9%
建設工事落札率（一般）		88.2%	86.7%	88.7%	91.3%	90.4%	92.5%	94.5%
建設工事落札率（ 計 ）		88.5%	86.8%	88.7%	91.4%	90.4%	92.5%	94.5%

５ 入札･契約制度改善の経緯

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法 令 等			H26.06改正品確法、改正建設業法、改正入契法施行	発注関係事務の運用に関する指針		
談合事件						
改善推進組織						
競争性の確保（公正・公平）	一般競争入札					
	地域要件、格付け等					総合支庁管内を地域要件とする範囲を設計金額３千万円以上５億円未満に引上げ
	指名競争入札					
透明性の確保	監視機能					
	予定価格	事後公表の試行継続（H25年4月～）	事後公表の試行継続（H26年4月～）	原則事後公表の暫定実施（H27年7月～）		
	積算内訳書					
	契約情報等公開			業務委託の発注見通しの公表を試行（H27年4月～）	業務委託の発注通しの公表の試行の改正（H28年4月～）	工事の発注通しの公表の改正（H29年4月～）
	電子入札等					
品質の確保	低入札価格調査制度	業務委託における失格を繰り返す者に対する「非指名」措置の改正・強化（H25年4月～）	業務委託における低入札価格調査対象設計金額の引上げ（H26年5月～）	業務委託における低入札価格調査対象設計金額及び最低制限価格対象設計金額の引上げ（H27年10月～県土整備部試行）	・建設工事及び建設工事関連業務委託の調査基準価格引上げ（H28年4月～・H28年7月～） ・建設工事関連役務への最低制限価格制度の適用（H28年4月～）	建設工事の調査基準価格引上げ（H29年6月1日～）
	低入札対象工事件数	435	386	322	362	315
	低入札調査件数	4	7	1	7	9
	発生率	0.9%	1.8%	0.3%	1.9%	2.9%
	多様な入札･契約方式	・建設工事における総合評価落札方式の工事成績評定の評価対象期間の延長 ・土木コンサルタント業務における総合評価の試行基準（価格点）の一部改正（H25年5月）	・建設工事における総合評価落札方式の工事成績評定の評価対象機関の拡大（H26周知、H27～） ・県との災害協定に基づく活動実績の評価見直し ・土木コンサルタント業務における総合評価の対象設計金額の変更、価格点の評価方法の追加、事後審査方式の導入	・若手技術者育成モデル工事の試行（H27年7月～） ・予定価格の見積り活用方式の試行（H27年5月～） ・業務委託の総合評価の試行対象業務を拡大（H27年7月～）	・総合評価落札方式における地域貢献度の見直し、工事成績評定にかかる評価対象範囲の見直し（H28年7月～） ・業務委託における総合評価落札方式の本格実施（H28年7月～） ・余裕期間制度の試行（H28年11月～県土整備部試行）	・総合評価落札方式（工事）における「専任補助者評価型」の廃止（H29年4月～） ・総合評価落札方式（工事）における「ICTの活用等」評価項目の追加（H29年4月～） ・総合評価落札方式（業務委託）の評価値算定に「品質等確実点」を導入（H29年7月～） ・総合評価落札方式（業務委託）の対象業務を拡大（H29年7月～）
	工事成績評定					
	評定平均点の推移	78.1	78.9	79.4	80.2	80.5
不正の排除	指名停止措置機関					
	指名停止期間	不当な情報提供要求があったと認められた場合、指名停止とする。				
	損害賠償予約条項					
	コンプライアンス	不当な情報要求対応要領制定（H25年4月～）				
	元請下請関係	80件	60件	55件	50件	45件
	談合情報等対応					
	談合情報の推移	1	2	1	1	0
県内の建設投資額(億円)		4,637	4,479	4,384	4,675	
建設業許可業者数(年度末)		4,728	4,755	4,747	4,702	4,656
建設業倒産件数（暦年）		12	12	10	9	8
建設工事落札率（指名）		98.5%	98.9%	94.5%	95.9%	97.0%
建設工事落札率（一般）		95.4%	95.8%	94.6%	96.0%	96.3%
建設工事落札率（ 計 ）		95.4%	95.8%	94.6%	96.0%	96.4%

第２部　物品及び役務等の調達関係
第１章　物品及び役務等の調達における入札・契約制度の運用状況

１件の予定価格が 160 万円を超える物品、250 万円を超える印刷物の製造請負及び 100 万円を超える業務委託は、原則として競争入札による調達を行っており、その性質又は目的が競争入札に適さないときなど、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）に定める要件に該当するものに限り随意契約による調達を行っている。

１　物品関係

（１）契約の方法

１件の予定価格が 160 万円を超える物品については、原則として条件付一般競争入札により調達している。

なお、予定価格 160 万円以下の物品については、随意契約による調達を行っており、本庁及び総合支庁は山形県物品電子調達システムによる見積合せにより、当該システムが導入されていないその他の公所は文書による見積合せにより調達している。

（２）平成 29 年度における入札・契約の実施状況

１件の予定価格が160万円を超える物品の調達件数は、「競争入札によるもの」が40.1%、「随意契約によるもの」が59.9%となっている。

また、前年度と比較すると、総件数は減少しており、調達方法別では、県有施設開設に伴う初度調弁の調達案件の減少などにより「競争入札によるもの」が減少し、医薬品類の調達件数の増加に伴い「随意契約によるもの」が増加している。**（表－１）**

なお、「随意契約によるもの」の大半を占める医薬品類については、複数者による見積合せを行い競争性を確保しており、それ以外のものについては、特定の機械や設備等の専用部品・消耗品等を唯一の取扱店から直接購入したことなどによるものである。

表－１　予定価格 160 万円超の物品調達件数の年度別推移

（単位：件、%）

年度 / 調達方法	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		増減(29－28)
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数
競争入札によるもの	318	40.9	303	47.4	240	40.1	▲63
随意契約によるもの	460	59.1	336	52.6	359	59.9	23
合　　計	778	100.0	639	100.0	599	100.0	▲40

２　印刷物関係

（１）契約の方法

１件の予定価格が 250 万円を超える印刷物については、原則として条件付一般競争入札により調達している。

なお、予定価格 250 万円以下の印刷物については、随意契約による調達を行っており、物品と同様に、本庁及び総合支庁は山形県物品電子調達システムによる見積合せにより、当該システムが導入されていないその他の公所は文書による見積合せにより調達している。

（２）平成 29 年度における入札・契約の実施状況

１件の予定価格が250万円を超える印刷物の製造請負件数は、「競争入札によるもの」が60.0%、「随意契約によるもの」が40.0%となっている。**（表－２）**

なお、「随意契約によるもの」の理由としては、原版所有や試験問題等の印刷といった競争入札に適さないもの、投票用紙等緊急に調達する必要があるもの、障がい者就労施設との契約となっている。

表－２　予定価格 250 万円超の印刷物製造請負件数の年度別推移

（単位：件、%）

年度 / 調達方法	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		増減(29－28)
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数
競争入札によるもの	12	75.0	12	70.6	9	60.0	▲3
随意契約によるもの	4	25.0	5	29.4	6	40.0	1
合　　計	16	100.0	17	100.0	15	100.0	▲2

（３）最低制限価格等の設定

平成22年度から、品質確保を図るため、会計局会計課が発注する予定価格が50万円を超える印刷物については、最低制限価格等を設定しており、平成24年度からは設定対象金額を予定価格30万円以上に引き下げている。

平成29年度の設定件数は68件で、そのうち17件が失格となっている。**（表－３）**

表－３　印刷物の最低制限価格等設定状況

（単位：件）

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	設定件数	うち失格	設定件数	うち失格	設定件数	うち失格
総価契約	66	25	65	16	56	16
単価契約	16	0	15	0	12	1
合　　計	82	25	80	16	68	17

※設定対象金額は、予定価格 30 万円以上（ただし、ＷＴＯ案件は除く。）

３　業務委託関係

（１）契約の方法

１件の予定価格が 100 万円を超える業務委託については、原則として競争入札（一般競争入札又は指名競争入札）としており、平成 20 年度からは、特に「建物等の保守・管理・運営」及び「廃棄物処理」のうち 12 業務について、原則として条件付一般競争入札により調達している。**（表－７）**

なお、予定価格 100 万円以下の業務委託については、主に随意契約で行っている。

（２）平成 29 年度における入札・契約の実施状況

１件の予定価格が100万円を超える業務委託の調達件数は、「競争入札によるもの」が28.4％、「随意契約によるもの」が71.6％となっている。

また、前年度と比較すると、総件数は増加しており、これは主に長期継続契約に係る契約更新（随意契約）案件の増によるものである。**（表－４）**

なお、「設備等の運行・点検・修理」や「情報通信・コンピュータ関連」については、品質を確保する必要から設置・施工・開発業者に委託したため、また、「企画・製作」や「その他（研修・講習・訓練等の実施）」については、企画競争によって契約の相手方を選ぶプロポーザル方式において選定した者に委託したため、「随意契約によるもの」の件数が多くなっている。**（表－５）**

表－４　予定価格 100 万円超の業務委託件数の年度別推移

（単位：件、％）

年度 / 調達方法	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		増減(29－28)
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数
競争入札によるもの	285	33.6	241	30.0	244	28.4	3
随意契約によるもの	564	66.4	563	70.0	615	71.6	52
合　　計	849	100.0	804	100.0	859	100.0	55

表－５　業務委託の分類別の件数

（平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月、単位：件、%）

調達方法 / 大分類	合計	競争入札によるもの			随意契約によるもの
		小計	うち一般競争入札	うち指名競争入札	
1 建物等の保守・ 管理・運営	79	54	50	4	25
2 廃棄物処理	29	23	19	4	6
3 設備等の運行・点検・修理	96	26	13	13	70
4 調査・研究	64	33	11	22	31
5 情報通信・コンピュータ関連	104	41	34	7	63
6 企画・製作	75	7	7	0	68
7 運送・旅行	20	3	2	1	17
8 その他	392	57	41	16	335
合　計	859	244	177	67	615
構成比	100.0	28.4	20.6	7.8	71.6
参考　平成 28 年度	804	241	167	74	563
参考　平成 27 年度	849	285	190	95	564

（３）低入札価格調査制度の運用

平成16年度から、契約の適正な履行や公正な取引秩序の確保を図るため、設計金額が700万円以上の「建物清掃」、「警備」及び「システムの設計・開発」について本制度を導入し、平成22年度からは、条件付一般競争入札により調達している他の業務にも対象を拡大し、現在、13業務について本制度を適用している。（**表－７**）

平成29年度における制度対象件数は33件で、そのうち２件について低入札に該当したため調査を実施したが、いずれも失格とはなっていない。（**表－６**）

表－６　業務委託の低入札価格調査制度運用状況

（単位：件）

平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
制度対象			制度対象			制度対象		
	うち調査実施			うち調査実施			うち調査実施	
		うち失格			うち失格			うち失格
27	4	0	22	1	0	33	2	0

（参考）業務委託の種類

業務委託については、便宜上、大分類で８種目、小分類で 49 種目に区分整理している。

表－7　業務委託の分類

大分類		小分類		条件付一般競争入札対象業務	低入札価格調査制度対象業務	
番号	種目	番号	種目	H20～	H16～	H22～
1	建物等の保守・管理・運営	1	建物清掃	○	○	○
		2	浄化槽・貯水槽の清掃・保守	○		○
		3	警備	○	○	○
		4	空調設備保守	○		○
		5	自家用電気工作物保守	○		○
		6	電気設備保守			
		7	通信施設設備保守			
		8	エレベーター・自動ドア保守			
		9	消防防災設備保守	○		○
		10	施設設備の管理	○		○
		11	受付・電話交換業務	○		○
		12	ねずみ昆虫駆除	○		○
		13	環境測定	○		○
2	廃棄物処理	1	廃棄物収集・運搬・処分	○		○
		2	その他	○		○
3	設備等の運行・点検・修理	1	自動車・船舶・航空機等			
		2	機械・機器・金属製品			
		3	設備（庁舎等以外）			
		4	楽器、音響、照明等			
4	調査・研究	1	調査・分析			
		2	研究			
		3	検査・測定			
5	情報通信・コンピュータ関連	1	システムの設計・開発		○	○
		2	システムの運用保守			
		3	データ処理			
		4	データ・情報提供			
		5	データのオペレーション			
		6	コンピュータの保守管理			
		7	その他			
6	企画・製作	1	物品・看板			
		2	映画・ビデオ			
		3	写真・製図			
		4	広告・広報			
		5	イベント等の企画・運営			
		6	デザイン企画			
		7	ホームページ作成			
7	運送・旅行	1	旅客運送			
		2	貨物運送			
		3	旅行			
8	その他	1	クリーニング			
		2	医事			
		3	検体検査			
		4	給食			
		5	環境保護			
		6	施設の管理運営業務			
		7	研修・講習・訓練等の実施			
		8	保険			
		9	監査・コンサルティング			
		10	その他			
8 種目		49 種目		12 業務	3 業務	13 業務

第２章　地元調達運動の取組

平成 21 年 12 月に決定した「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針」に基づき、「地元で調達できるものは地元で購入する」ことを基本に、品質と競争性等の確保にも留意しながら、地元企業の受注拡大等に配慮した取組を平成 22 年度から実施している。

主な取組内容としては、予定価格 10 万円以下の物品購入、250 万円以下の印刷物の製造請負及び 100 万円以下の業務委託については、地元調達率 95%以上を数値目標として、地元企業への発注に努めている。

なお、平成 26 年度から、物品購入の対象金額を５万円未満から 10 万円以下に、印刷物製造請負の対象金額を 50 万円以下から 250 万円以下に引き上げている。

平成 29 年度については、引き続き地元調達率 95%以上を数値目標として取組を実施し、地元調達率は、件数で、物品購入において 95.4%、印刷物の製造請負において 99.9%、業務委託において 99.0%となっており、いずれも目標を達成している。（**表－８**）

表－８　地元調達の実施状況

区　分	対象金額（予定価格）	実施機関	地元調達率		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
物　　品	10 万円以下	全所属	95.9%	95.5%	95.4%
印 刷 物	250 万円以下	全所属	99.7%	99.9%	99.9%
業務委託	100 万円以下	全所属	99.4%	98.9%	99.0%

※１　県内企業からの調達が困難なもの及び病院事業局発注分を除く。
※２　調査対象期間は、各年度４月～12 月。

平成 30 年度は、引き続き地元調達率 95%以上を数値目標とするとともに、各所属とも地元調達率 100%達成に向けて、所属長及び職員一人ひとりが地元企業の受注機会の拡大の取組と県産品愛用運動を推進する。

具体的には、予算主管課においては、公所で調達できると考えられるものについて、予算配当替を行うことにより公所での地元調達に配慮するとともに、発注担当課においては、物品等の納入について、できる限り十分な納入期間を設定することにより地元企業の見積合せへの参入の機会を確保するよう努めていく。

第３部　山形県公共調達評議委員会の開催

平成２９年度山形県公共調達評議委員会審議事項の概要

１開催日時：　平成30年２月７日（水）14:00～16:00

２会　　場：　県庁10階　1001会議室

３出 席 者：　委　員　　五十嵐委員、今井委員、遠藤委員、楠委員、澁谷委員
　　渡部委員
　　県・事務局　　角湯県土整備部長、青木会計管理者など18名

４議　　事：　(1) 平成２９年度における主な入札契約制度改善の取組み結果について
　　(2) 平成３０年度における主な入札契約制度改善の取組みについて
　　(3) 「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方」の実施状況及び今後の取組みについて
　　(4) 「山形県物品等及び役務の調達に係る方針」の実施状況及び今後の取組みについて
　　(5) その他

５ 審議経過

(1) 平成２９年度における主な入札契約制度改善の取組結果について

委員　：　低入札価格調査基準の引上げ後、低入札が９件発生し、全て契約に至ったということだが、認識不足によるものということは間違いだったということなので、全て契約させないとすべきではなかったか。

県　：　調査基準価格を下回った場合に調査することになり、失格基準に該当する場合は失格となります。４件が失格となり、その案件全てについて低入札調査対象業者以外の業者と契約済となっております。

委員　：　低入札調査対象の入札の予定価格に対する比率はどのくらいか。

県　：　83.2%から91.3%となっております。83.2%の案件については契約に至っておりません。

委員　：　低入札価格調査基準の引上げにより、予定価格に対する比率を92%程度から93%程度に引上げされたが、現在の山形県の低入札価格調査基準は全国でも非常に高く、評価している。しかし、工種によりバラつきがある。90%ぎりぎりとなっている工種があるので、もう少し工夫が必要ではないか。

県　：　工種を分けて調査基準を定めている実例もなかなかなく、また、予定価格に対する比率が93％程度と相当高い比率となっているため、落札率の推移や国の動向も踏まえ、慎重に検討していきたいと考えております。

委員　：　ICT試行について、ドローン環境は極めて有効であるが、ICT建機による施工に関しては、メーカーがまだまだ需要に追いついていないという問題があり、設計価格での実施が困難となっている。ICT建機による施工についてはもう少しゆっくり進めてほしい。また、試行となっているが、早く正式運用としてほしい。

県　：　東北地方整備局において、各県の担当者や機械メーカー等が参加してICT施工に関する調整会議を開催しておりますが、その席でまだまだリースする機械が不足しているという意見が上がっております。また、建設会社からも不安だという声が上がっているところであり、引き続き同様の会議等を通じて要望していきたいと考えております。

委員　：　若手技術者育成モデル工事の週休２日制に関して、働き方改革で、残業の制限や週休２日に向けた環境整備が必要とされてはいるが、作業員は日給制のため、休業日となる週２日分の賃金を補填することが必要となり、そのためには設計単価の20％アップが必要となってくる。山形県の設計労務単価は東北最下位であり、宮城県との格差も大きいことから、東北一律の単価となるよう財務省、国土交通省に県からも要望してほしい。

(2) 平成３０年度における主な入札契約制度改善の取組みについて

委員　：　ICT活用工事については、大規模工事を対象に実施してほしい。

県　：　舗装工の規模については、平成28年度の設計金額1,000万円以上3,000㎡以上の県発注の舗装工事は数件程度しかなく、この規模は、県としては比較的大きい工事だと考えております。

委員　：　ICT の活用が進んでいくことにより、工期の短縮や人材不足を補う等、画期的に変わることが予想されるが、配点をもっと高くしないと活用が進まないのではないか。費用がかかり業界の体制が整わないといった問題等もあるため、徐々に配点を上げていく計画なのか。

県　：　今年度ICTを対象とした工事を請け負った業者向けにアンケートを実施したところ、配点に関する意見は１者からしかあり

ませんでした。経費の問題や初めて取組む施工方法のため準備期間を長く取ってほしい等の意見を多くいただいたことから、それらの課題から取組んでいきたいと考えております。

委員　：　女性技術者の評価について、女性の評価に年齢は関係あるのか。

県　：　女性技術者については、平成27年の国政調査では、建設業の就業者数49,000人のうち、女性技術者数は140人と非常に少なく、年齢で区分するよりも、まずは技術者として実績をつくっていただきたいと考え、年齢を不問としたところです。

委員　：　全国における建設業の有効求人倍率は３～４倍に上昇している。また、設計労務単価について、隣接県（宮城県）との格差が大きい。若手・女性技術者の養成の取組みに関連して、平成30 年度の設計労務単価はどのように推移するのか教えてほしい。

県　：　設計労務単価については、新聞報道によると、２月中旬に発表、３月１日から適用の予定となっております。また、単価の見直しを指示したと言っていることから、おそらく実勢価格を反映したものになると思われますので、担い手の確保が課題ということもあり、昨年より上がることを期待しているところです。

委員　：　インターンシップの評価については、総合評価で加点するということか。

県　：　総合評価で加点します。

委員　：　工事成績評定の評価区分について、工事件数にも配慮した見直しが必要ではないか。

県　：　受注の多い企業は、１件の工事成績による平均点の変動は少ないが、受注の少ない企業は、平均点の変動に大きく影響します。建設投資の減少から受注件数が減少してきたため、過去の公共調達評議委員会で審議いただき、期間を２年間から５年間に伸ばしたという経緯があります。

委員　：　今回の改善でということではないが、今後是非配慮してほしい。

委員　：　ICT土工について、三次元で行う着工前測量は建設業者で行うことになるが、今後、測量コンサル会社等で行う当初の測量から三次元で行うようになるのか。これまで多くの手間をかけて三次元データにしていたものが、当初から三次元データで納品

すれば、それをすぐ活用することができるようになる。

県　：　長いスパンで考えれば、建設工事の前に行う測量も三次元測量になると思われますが、山形県としては、当初から三次元測量で発注することは今のところ考えておりません。今年度から始めたICT活用工事の中で行っている三次元測量でもさまざまな課題が見えてきましたので、その課題がある程度解決されれば徐々に広げて行くことになると思われます。

委員　：　若手女性技術者の評価について、35歳未満についてはRCCMの受験資格がなく、業務実績もないことから、他の評価点が０点となる。配置することで６点加点されても、資格者を配置した企業には勝てないことから、若手や女性を管理技術者にできない。もう少し検討をお願いしたい。

県　：　制度的には技術士は最短で26歳、RCCMは32歳で資格が取れることになっているものの、今後勉強していきたいと考えております。

委員　：　RCCMの場合、高卒で14年、大卒では10年の実務経験が必要だが、実務経験１年というのは受注業務の日数の積上げで計算しなければならず、10年の実務経験を満たすには、実際には15年から17年かかる。その点について検討してほしい。

県　：　設定年齢は他県でも採用しているものですが、「子供・若者白書」で若者は 35 歳未満となっており、「子供・若者育成支援推進大綱」で施策によっては 40 歳未満までは若者としてよいという定義があります。その年齢を更に上げるというのは難しいと考えております。評価基準の年齢は変えられませんが、ほかに何か改善できるものはないか考えていきたいと思います。

委員　：　業務委託の総合評価落札方式の対象金額を、現行の1,000万円以上から500万円以上に拡大することについて、昨年度実績で11件しかないのに、来年度40件も実施できるのか。昨年度の公共調達評議委員会で、来年度は増やすと言っていたが、増えていない現状である。総合評価落札方式の改善を行っても、実施されなければ片手落ちになる。若手技術者を雇用する等しても、その効果が発揮されず、くじ引きでの入札が増えるという現状がある。実施件数を増やす具体的な方策はあるのか。

県　：　発注を増やす働きかけが足りなかった面もありますが、１月から２月も総合評価落札方式による入札を実施しているところです。また、平成30年度においては、総合評価落札方式による

入札手続きで見直しできる部分もあり、総合評価落札方式による発注の促進を図っていきたいと考えております。

委員　：　総合評価落札方式の範囲を拡大するということだが、総合評価の技術点で負けている業者は価格で勝負するしかないため、低入札の傾向が高まる可能性もある。確かにくじ引きは減少すると思うが、低入札が解消されないと、総合評価落札方式に期待される品質確保が図られないのではないか。

県　：　総合評価落札方式の件数は少ないが、27 年度以降総合評価落札方式での低入札は発生しておりません。昨年度から品質等確実点を導入し、調査基準価格を下回った場合には、品質が確保されないことから点数を減点する方式をとっていますので、低い価格での落札が難しくなっております。

委員　：　総合評価落札方式の対象範囲について、500万円以上3,000万円未満の２割実施ということだが、どのように対象業務が選定されるのか。何か基準があるのか。

県　：　それぞれの総合支庁において、業務の難易度を加味したうえで500万円以上3,000万円未満の業務の中から２割を選定することになります。

委員　：　今年は非常に寒く、山形県の道路が大分痛んでいるようだが、凍上災の可能性はあるのか。

県　：　凍上災の採択基準は気温によって決まります。ここ一週間は非常に寒いですが、例年と比較して気温の低い日が多いかについては、他の部署で把握しているため正確な数字はわかりませんが、先月時点では日数は多くないと聞いております。

(3)「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針」の実施状況及び今後の取組みについて

(4)「山形県物品等及び役務の調達に係る方針」の実施状況及び今後の取組みについて

委員　：　平成30年４月から、印刷物製造請負に係る最低制限価格設定率を60％から70％に引き上げることについては評価したい。労務賃はどのように算定しているのか。機械化が進む中で、設備投資等の費用はどの程度予定価格に反映されているのか。

県　：　印刷物の積算にあたっては、全国で実施されている研修会等で得た知識を用いて、物価資料等を参考に標準の単価表を定めて算出しております。労務賃というより必要経費率として積算基準に含まれている率で積算しております。

委員　：　今後も適正な予定価格の設定をお願いしたい。

委員　：　３年間実施している総合評価一般競争入札の試行において、入札参加者が減少してきているということだが、事務手続きの煩雑さが要因と思われるが、減少した業者というのは県内業者と県外業者どちらなのか。

県　：　３箇年の合計になりますが、前回契約分の参加者113者に対し、総合評価試行では参加者62者に減少しております。うち県外業者は前回契約分43者に対し、試行で23者まで減少しており、減少率としては県外業者の方が大きくなっております。しかし、県内業者も同様に減少している状況がありますので、今後の課題と考えております。

委員長　：　それでは、提案のとおりご了承いただいたということで、取組みを進めていただきたいと思います。

(5) その他

なし

以上

資　料　編

１　山形県公共調達基本条例（平成 20 年 7 月 18 日山形県条例第 43 号）

（目的）

第１条　この条例は、公共調達に係る入札及び契約に関する制度（以下「入札契約制度」という。）に関し基本的事項を定めることにより、公共調達により調達するものの品質及び価格の適正を確保するとともに、公共調達に係る入札契約制度に対する県民の信頼を確保し、もって県民の福祉の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公共調達　県が支出負担行為に基づき行う調達をいう。

(2) 建設工事等　建設工事並びに建設工事に係る測量、設計、調査、コンサルタント業務及び材料の納入をいう。

(3) 建設業者等　建設工事等を請け負うことを営む者をいう。

（基本理念）

第３条　公共調達に係る入札契約制度は、入札及び契約の過程からの談合その他の不正行為の排除が徹底されるものでなければならない。

２　公共調達に係る入札契約制度は、入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されるものでなければならない。

３　公共調達に係る入札契約制度は、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されるものでなければならない。

４　公共調達に係る入札契約制度は、公共調達により調達するものの品質及び価格の適正を考慮したものでなければならない。

５　公共調達により調達するもののうち建設工事等は、経済活動等の基盤となる社会資本を整備する社会経済上重要なサービスであり、これを担う健全な建設業者等の育成は、県民経済の発展に重要であることを踏まえ、建設工事等に係る入札契約制度は、建設業者等の技術のほか、その法令の遵守状況、環境保全に関する対策、建設工事等に従事する者の安全衛生及び福利厚生に対する取組並びに地域における社会貢献活動についても、適切に評価し、当該評価を入札及び契約の過程において適切に反映するように配慮したものでなければならない。

（県における取組）

第４条　県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）を踏まえて、公共調達に係る入札契約制度を運用するとともに、基本理念にのっとり、公共調達に係る入札契約制度を不断に見直し、改善に努めなければならない。

２　知事、企業管理者及び病院事業管理者（以下「知事等」という。）は、毎年度、議会に公共調達に係る入札契約制度の運用の状況及び見直しの内容に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

３　県は、県内における他の地方公共団体に対し、入札契約制度の改善に関して、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

（山形県公共調達評議委員会）
第５条　基本理念にのっとった公共調達に係る入札契約制度の改善について調査審議させるため、山形県公共調達評議委員会（以下「委員会」という。）を置く。
２　委員会は、知事等の諮問に応じ、又は自発的に、公共調達に係る入札に参加する者に必要な資格の見直しその他公共調達に係る入札契約制度の改善に関する重要事項を調査審議する。
３　委員会は、必要があると認めるときは、知事等に対し、必要な改善措置を講ずることを求めることができる。
４　知事等は、前項の規定による求めを受けたときは、これを尊重しなければならない。

（組織）
第６条　委員会は、委員８人以内で組織する。

（委員）
第７条　委員は、学識経験のある者のうちから、議会の同意を得て、知事が任命する。
２　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
３　委員は、再任されることを妨げない。

（委員長）
第８条　委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
３　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）
第９条　委員会の会議は、委員長が招集する。
２　委員長は、前項の会議の議長となる。
３　第１項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
４　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）
第10条　委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
２　部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
３　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
４　部会長は、当該部会の事務を掌理する。
５　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
６　委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。
７　前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第１項及び第２項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第３項及び第４項中「委員の」とあるのは「当該部会に属する委員の」と読み替えるものとする。

（庶務）
第 11 条　委員会の庶務は、県土整備部において処理する。

（委任）
第 12 条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第４条第２項の規定は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則（平成 22 年３月 19 日条例第７号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成22年４月１日から施行する。

平成29年度山形県公共調達評議委員会

日時：平成30年2月7日(水)14:00～
場所：県庁10階　1001会議室

次　　第

１　開　　会

２　あいさつ

３　委員紹介（委嘱状交付）

４　議　　事

（１）委員長の選任について
（２）平成２９年度における主な入札契約制度改善の取組結果について・・・資料１
（３）平成３０年度における主な入札契約制度改善の取組みについて・・・・資料２
（以上、建設関連）
（４）「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針」の
実施状況及び今後の取組みについて・・・・・・・・・・・・・・・・・資料３
（５）「山形県物品等及び役務の調達に係る方針」の実施状況及び今後の
取組みについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料４
（以上、物品・役務関連）
（６）その他

５　　閉　　会

「山形県公共調達評議委員会」委員名簿

（任期：平成29年12月24日～平成32年12月23日）

平成30年2月7日現在

役職名	氏　　名	現　　職	備　考
委　員	五十嵐（いがらし）　幸（ゆき）　弘（ひろ）	弁護士	
委　員	今（いま）　井（い）　榮（えい）　喜（き）	山形県議会議員	
委　員	遠（えん）　藤（どう）　貞（さだ）　昭（あき）	一般社団法人山形県測量設計業協会会長	
委　員	楠（くすのき）　茂（しげ）　樹（き）	上智大学法科大学院教授	
委　員	澁（しぶ）　谷（や）　忠（ただ）　昌（まさ）	一般社団法人山形県建設産業団体連合会会長	
委　員	髙（たか）　橋（はし）　恵（めぐ）　美（み）	会社役員	
委　員	渡（わた）　部（なべ）　洋（ひろ）　江（え）	弁護士	

資料1

平成29年度における主な入札契約制度改善の取組結果について

	取組項目と実施時期	検証状況の概要	平成30年度以降の対応
建設工事	①建設工事における低入札価格調査基準の引上げ 隣接各県との格差是正を図るため、調査基準価格算定式における直接工事費の算定割合を95%から97%に引き上げ、予定価格に対する比率を92%程度から93%程度に引き上げた。 【全庁実施】 H29年6月	・検証状況 低入札価格調査基準の引き上げを行った結果、平成29年12月末までの平均落札率は96.1%と、平成28年12月末までの平均落札率95.7%を0.4ポイント上回った。 低入札の発生状況については、平成29年12月末までに発生した9件全てが、6月の低入札価格調査基準引上げ以降に発生しており、6月の引き上げの認識不足によるものと推測される。なお、9件については、全て低入札調査を経て、落札決定、契約に至っている。	低入札調査価格基準については、国の動向及び落札率の推移を引き続き注視しながら、適切な設定を行っていく。
建設工事	②ICT(情報通信技術)活用工事の試行導入 一定以上の設計金額、工事規模の案件から、ICT(情報通信技術)の活用効果が見込まれるものを対象とし、ICT活用工事を試行した。 【県土実施】 H29年4月	・検証状況 平成29年12月末までのICTの全面的な活用工事の発注は2件、ICTの部分的な活用工事である情報化施工は3件発注している。ICT導入に係る課題抽出のため、ICT全面活用の対象工事の施工者に対して、アンケート調査を実施した。回答の中で、ICT施工費用や3次元データ作成費用と官積算との乖離、短期間の工期の中での担当者教育期間の不足、3次元データの準備期間の不足といった課題が挙げられている。	ICT施工等の活用に係る課題を抽出・検証し、試行方法等を改善し継続する。
建設工事	③若手技術者の育成モデル工事に係る試行内容の改善 若手技術者の育成を目的に、総合評価落札方式(簡易Ⅱ型)において試行中の若手技術者育成モデル工事については、「若手技術者評価型」のみ試行を継続とし、このうち一部を「週休2日制確保モデル工事」として選定した。 【県土実施】 H29年4月・7月	・検証状況 (1)若手技術者評価型 公共工事の担い手の育成に資するため、若手技術者等の施工実績の少ない技術者を評価する簡易Ⅱ型の専任補助者評価型及び若手技術者評価型を平成29年度は若手技術者評価型に一本化したことにより、若手技術者が配置された工事割合は、平成28年度の20.8%(24件中5件)から平成29年12月末で28.6%(21件中6件)と7.8ポイント増加した。 (2)週休2日制確保モデル工事 平成29年7月から12月末まで12件のモデル工事を発注し、実施は3件に留まっている。 週休2日制確保モデル工事対象工事の11者に対しアンケート調査を実施し、その結果、課題として設計労務単価のアップ、間接費のさらなる割増し、十分な工期の確保、早期発注、書類の大幅な簡素化等への対応が挙げられる。	(1)若手技術者評価型 若手技術者の育成のため、今後も試行、検証を継続する。 (2)週休2日制確保モデル工事 「若手技術者評価型」による工事を対象に実施していたが、「若手技術者評価型」への限定をなくし、工期や工程調整の制限が少ない全ての工事へ対象を拡大する。また、工期確保しやすい早期発注工事を積極的に活用し、試行を継続する。
建設工事	④入札参加者の地域要件の変更 総合支庁管内を地域要件とする範囲を「設計金額3,000万円以上8,000万円未満」から、「設計金額3,000万円以上5億円未満」に引き上げた。 【全庁実施】 H29年4月	・検証状況 設計金額8,000万円以上5億円未満の各総合支庁における管内業者受注率は、平成29年12月末で98.0%(50件中49件)と、平成28年12月末の91.9%(62件中57件)を6.1ポイント上回った。	地域の建設業者の保護、育成を図るうえで有効であることから、継続実施していく。
業務委託	⑤総合評価落札方式への品質等確実点の導入 業務委託における総合評価落札方式においても、建設工事と同様に品質等確実点を導入した。 【県土実施】 H29年7月	・検証状況 総合評価落札方式において、平成29年7月から12月まで低入札価格調査案件は発生していない。	ダンピング対策及び品質確保対策として有効であることから継続実施していく。
業務委託	⑥総合評価落札方式の推進 総合評価落札方式により期待される品質の確保をより効果的かつ持続的なものとするため、実施件数の拡大を図った。設計金額3,000万円以上の業務に加え、設計金額1,000万円以上3,000万円未満の業務の2割を原則実施とした。 【県土実施】 H29年7月	・検証状況 平成29年12月末まで、総合評価落札方式による業務委託を9件発注している。12月末までの3,000万円以上の発注は4件中3件を総合評価落札方式で発注している。また7月改正後において、1,000万円以上3,000万円未満の業務は6件実施している。(1,000万円以上3,000万円未満の業務の11.1%(54件中6件))	本方式により期待される効果をさらに広げるため、総合評価落札方式の対象範囲を拡大し、試行、検証を継続する。
共通	⑦建設工事及び工事関連委託の発注見通しの改善 実施要領を改正し、建設工事の公表回数について8月公表を追加し、業務委託と同じ年5回に拡大した。なお、業務委託については試行から本格実施とした。 【全庁実施】 H29年4月	・検証状況 建設工事の平成29年12月末までの発注件数は512件で、平成28年12月末までの発注件数568件を下回っているにもかかわらず、平成29年12月末までの公表件数は1,468件で、平成28年12月末と比較し146件増加している。 業務委託の平成29年12月末までの発注件数は309件で、平成28年12月末までの発注件数397件を下回っているにもかかわらず、平成29年12月末までの公表件数は414件で、平成28年12月末と比較し71件増加している。	より一層の透明性確保及び施工時期等の平準化に向けた計画的な発注促進のため、公表件数の増加に向け未公表案件対策について検討を継続していく。

平成30年度における主な入札契約制度改善の取組みについて

資料2（1/2）

建設工事

取組項目と実施時期

①事後審査方式の適用拡大

一般競争入札（条件付）実施要綱を改正し、事後審査方式の金額要件を撤廃する。

【全庁実施】 H30年7月～

②全下請業者の社会保険等加入の促進

全下請業者の社会保険等加入を原則とし、法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を求める。

【全庁実施】 H30年7月～

③ICT活用工事における舗装工の追加

建設産業の生産性向上を目的に試行中のICT活用工事において、「ICT土工」に加え「ICT舗装工」を対象工事とすることに伴い、総合評価落札方式の評価に「ICT舗装工」を追加する。

【県土実施】 H30年7月～

④女性技術者の評価

人材育成の観点から、総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）において実施している「若手技術者評価型」に、女性の評価を追加し、「若手・女性技術者評価型」として実施する。

【県土実施】 H30年7月～

⑤インターンシップ・職場体験学習等の評価

担い手の育成・確保を目的に、総合評価落札方式において「インターンシップ・職場体験学習等」の取組みを評価する。

【県土実施】 H30年7月～

⑥工事成績評定の配点の見直しと細分化

総合評価落札方式における工事成績評定の評価について、成績評定の評価基準の点数を見直し、かつ、評価区分を5つに細分化する。

【県土実施】 H30年7月～

取組項目の現状

・発注関係事務の運用指針において、入札及び契約に関する書類、図面等の簡素化を図る」とされており、受発注者双方の入札事務の負担軽減が求められている。

・社会保険等未加入業者との一次下請契約を原則禁止しているが、二次下請以降は行っていない。
※二次下請以降の未加入が判明した場合は、通報・指導のみ行う。

・ICT技術を活用して行うICTの全面的な活用工事等を評価しているが、ICT土工のみを対象にしている。

・「働き方改革実行計画」において、若者だけでなく女性の人材育成など女性も活躍しやすい環境整備が位置づけられているが、女性技術者の評価基準は設定していない。

・建設業では担い手の育成・確保が課題となっている。
・品確法に規定する、品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に資する「インターンシップ・職場体験学習等」の取組みを評価する項目が設定されていない。

・工事成績評定の過去5年度の平均点（78.8点）が、評価基準の最高である78点を超えているため、工事成績評定による評価点で差がつきづらく、また高得点を取った者を適正に評価しているとは言い難い。

改善案

◎入札の単純化・簡素化の取組みを行うこととし、平成30年度は事後審査方式への統一化を図るとともに、平成31年度以降の事前提出書類の削減（参加資格確認申請書類等の一部を開札後に落札候補者のみが提出）に向けた検討を行う。
◎WTO案件及び総合評価落札方式（標準型・簡易Ⅰ型）については、現行どおり事前審査とする。
◆入札事務の負担軽減が図られる。

◎建設工事請負契約約款を改正し、受注者に対し法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を求める。
◎二次下請以降、全下請業者の社会保険等加入を原則とする。
・全下請業者の加入に対し、工事成績評定で評価する。
・二次下請以降の未加入に対する罰則は無し。
◆社会保険等加入対策の目的である建設産業の持続的な発展に必要な人材確保の実現に向けた技術者・技能労働者の処遇の向上が期待できる。
◆法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争が確保される。

◎総合評価において現行の評価基準に「ICT舗装工」を追加する。
◎試行対象工事は、設計金額1,000万円以上かつ路盤工3,000㎡以上を含む舗装工事とする。

評価基準（現行）	評価基準（改正後）	評価点		
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型
ICTの全面的な活用（ICT土工）	ICTの全面的な活用（ICT土工又はICT舗装工）	1	1	1
CIMの活用	CIMの活用	0.5	0.5	0.5
情報化施工技術（舗装工）の活用	情報化施工技術の活用	0.5	0.5	0.5
該当無し	該当無し	0	0	0

◆建設産業の生産性向上が期待できる。

◎若手の配置予定技術者を評価する「若手技術者評価型」に、女性を評価する基準を追加する。

評価基準（現行）	評価基準（改正後）	評価点			
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型	
				通常型	若手・女性技術者評価型
35歳未満	35歳未満又は女性	－	－	－	2
35歳以上40歳未満	35歳以上40歳未満	－	－	－	1
40歳以上	40歳以上	－	－	－	0

◆建設業における担い手の育成・確保が期待できる。

◎担い手の育成・確保に資する「インターンシップ・職場体験学習等」の取組みを評価する項目を追加する。
・県内に本店のある建設会社が実施した場合に1点を加点する。
・対象は、中学生から大学生までとする。
◆建設業における担い手の中長期的な育成・確保が期待できる。

◎平均点を中央の区分に配置する評価基準とし、3点幅で3区分から5区分に細分化する。

評価基準（現行）	評価基準（改正後）	評価点（企業／技術者）			
		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型	
				通常型	若手・女性型
78点以上	84点以上	1	1	2	2
	81点以上84点未満	0.75	0.75	1.5	1.5
75点以上78点未満	78点以上81点未満	0.5	0.5	1	1
	75点以上78点未満	0.25	0.25	0.5	0.5
75点未満又は評定通知無し	75点未満又は評定通知無し	0	0	0	0

◆ 企業及び技術者の工事成績が適正に評価され、工事の品質向上が期待できる。

業務委託

取組項目と実施時期

⑦若手・女性技術者の評価

若手・女性技術者の育成を目的に、総合評価落札方式（簡易型）において、配置予定技術者の年齢や女性技術者を評価する「若手・女性技術者評価型」を新たに設定する。

【県土実施】 H30年7月～

⑧インターンシップの評価の変更

総合評価落札方式の「地域貢献度（災害対応以外）」において評価している高校生のインターンシップについて、評価対象を中学生から大学生までに拡大する。

【県土実施】 H30年7月～

⑨業務成績評定の配点の見直しと細分化

総合評価落札方式における業務成績評定の評価について、成績評定の評価基準の点数を見直し、かつ、評価区分を5つに細分化する。

【県土実施】 H30年7月～

⑩総合評価落札方式の推進

総合評価落札方式により期待される品質確保をより効果的かつ持続的なものにするため、対象範囲を拡大し、実施件数の更なる拡大を図る。

【県土実施】 H30年7月～

⑪県内業者優先指名競争入札の試行の拡大

県内業者優先指名競争入札において土木関係建設コンサルタント業務の適用事業を明確にし、試行を拡大する。

※県内業者優先指名競争入札とは、指名業者を選定する際に、必須選定要件を満たす県内業者を優先的に指名する入札方式

【県土実施】 H30年7月～

取組項目の現状

・「働き方改革実行計画」において、若者だけでなく女性の人材育成など活躍しやすい環境整備が位置づけられているが、若手・女性技術者の評価項目は設定していない。

・建設コンサルタント業等では担い手の育成・確保が課題となっている。
・ インターンシップ受け入れを評価しているものの、対象を高校生に限定しているため、品確法に規定する、品質確保の担い手の中長期的な育成の観点から十分とは言えない。

・業務成績評定の過去2年度の平均点（80.9点）が、評価基準の最高である80点を超えているため、業務成績評定による評価点で差がつきづらく、また高得点を取った者を適正に評価しているとは言い難い。

・積算の精度が高まったことにより、最低価格落札方式では、入札価格が最低制限価格付近に集中したり、くじ引きにより落札者を決定する案件が増加傾向にある。このため、価格のみによらない競争入札の実施が課題となっている。
・「設計金額3,000万円以上」の業務に加え、「設計金額1,000万円以上3,000万円未満の業務の約2割」について原則実施している。

・他の業務に比べ、土木関係建設コンサルタント業務における県内企業の受注率が低い。
・県内受注を高めるために県内業者優先指名競争入札の試行を行っているが、適用件数が少ない状況である。

改善案

◎若手・女性技術者の配置に対し、技術者の専門技術力として6点を加点する。

評価基準（現行）	評価基準（改正後）	評価点		
		標準型	簡易型	
			通常型	若手・女性技術者評価型
－	35歳未満又は女性	－	－	6
－	35歳以上40歳未満	－	－	3
－	40歳以上	－	－	0

◆建設コンサルタント業等における担い手育成・確保が期待できる。

◎「地域貢献度（災害対応以外） 」における評価において、高校生のインターンシップに限定していた「技術者育成支援の貢献活動」の対象を、中学生から大学生までに拡大し「インターンシップ・職場体験学習等」として評価する。

◆建設コンサルタント業等における担い手の中長期的な育成・確保の強化が期待できる。

◎平均点を中央の区分に配置する評価基準とし、3点幅で3区分から5区分に細分化する。

評価基準（現行）	評価基準（改正後）	評価点（企業）			評価点（技術者）		
		標準型	簡易型		標準型	簡易型	
			通常型	若手・女性型		通常型	若手・女性型
80点以上	86点以上	4	4	4	6	6	6
－	83点以上86点未満	3	3	3	4.5	4.5	4.5
77点以上80点未満	80点以上83点未満	2	2	2	3	3	3
－	77点以上80点未満	1	1	1	1.5	1.5	1.5
77点未満又は評定通知無し	77点未満又は評定通知無し	0	0	0	0	0	0

◆ 企業及び技術者の業務成績が適正に評価され、業務の品質向上が期待できる。

◎総合評価落札方式の対象金額を現行の1,000万円以上から、県内企業の受注件数が概ね5割となる価格である設計金額500万円以上に拡大する。
◎原則実施の範囲を、現行の「設計金額3,000万円以上の業務」に加え、「500万円以上3,000万円未満の業務の約2割」に拡大し、40件程度の実施を見込む。

◆ 企業及び技術者の業務成績が評価される機会が増え、業務の品質向上が期待できる。

◎土木関係建設コンサルタント業務の適用事業を明確にし、試行を拡大する。
・難易度Bレベルの土木関係建設コンサルタント業務について原則実施する。
※難易度Bレベルの土木関係建設コンサルタント業務とは、道路、河川、港湾、都市計画、農業土木、森林土木等の標準的な設計業務等（標準的な技術力を要するもの）

◆県内企業の入札参加機会が増え、県内企業の保護・育成が期待できる。

資料３

「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針」の実施状況及び今後の取組みについて

物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針

（平成21年12月決定、平成26年3月一部改正）

1　趣旨

・昨今の厳しい県内の経済状況を踏まえ、「地元で調達できるものは地元で購入する」ことを基本に、地元企業からの調達に配慮していく必要がある。

・県が行う物品等の調達について、品質と競争性等の確保にも留意しながら、地元企業の受注機会の拡大に配慮した取組みを、県を挙げて実施するものとする。

2　具体的施策

法令で定められた契約制度の運用の中で、地元企業の受注機会の拡大を進めるとともに、適正価格による品質の確保を図るため、最低制限価格の設定等を行う。

(1) 物品

・１件当たりの予定価格が 10 万円以下の物品の購入については、地元企業への発注に努めるものとする。

・県内で生産されている県産品の調達に留意し、「県産品愛用運動」の推進に努めるものとする。

(2) 印刷物

・１件当たりの予定価格が 250 万円以下の印刷物の製造請負については、地元企業への発注に努めるものとする。

・会計局会計課が発注する１件当たりの予定価格が 30 万円以上のものについては、最低制限価格等の設定を行う。

(3) 業務委託

・１件当たりの予定価格が 100 万円以下の役務の調達については、地元企業への発注に努めるものとする。

・１件当たりの設計金額が 700 万円以上の役務の調達については、条件付一般競争入札を実施している 13 業務を低入札価格調査制度の対象とする。

平成 29 年度の取組状況

『平成 29 年度における「地元調達運動」及び「山形県物品等及び役務の調達に係る方針」の取組みについて（通知）』（平成 29 年４月１日付け会計第６号会計局長通知）により、地元調達率 95%以上を数値目標とすること等について、全庁的に周知し、取組みを徹底している。

平成 27 年度から 29 年度の実績

(1) 地元調達率（件数ベース）　（単位：%）

項　目	H27	H28	H29
物　品	95.9	95.5	95.4
印 刷 物	99.7	99.9	99.9
業務委託	99.4	98.9	99.0

※県内企業から調達困難なものを除く。
※集計困難な病院事業局を除く。
※調査対象期間は該当年度の４月～12 月。

(2) 品質の確保

ア　印刷物の製造請負に係る最低制限価格等の設定状況（会計局発注分）

	H27（年間）	H28（年間）	H29（上半期）
設定件数	82	80	35
失格者が生じた件数	25	16	6
発生率(%)	30.5	20.0	17.1

※対象金額：予定価格 30 万円以上

イ　印刷物の製造請負に係る最低制限価格設定率の引上げ（会計局発注分：平成 30 年４月から適用予定）

印刷物の製造請負における適正な履行及び品質の確保を図るため、最低制限価格設定率を予定価格の 60%から 70%に引き上げる。

ウ　業務委託に係る低入札価格調査制度の状況

	H27（年間）		H28（年間）		H29（上半期）	
	制度対象	調査実施	制度対象	調査実施	制度対象	調査実施
件数	27	4	22	1	26	2

※当該制度の対象金額：設計金額 700 万円以上
※当該制度の対象業務：
建物清掃、警備、システム開発、浄化槽清掃、空調設備保守、自家用電気工作物保守、消防防災設備保守、施設設備管理、受付・電話交換、ねずみ昆虫駆除、環境測定、産廃処理（一般・産廃）、産廃処理（感染性特別産廃）［13 業務］
※当該制度の調査実施対象：
落札率 80%未満（システム開発業務は 60%未満）となる競争入札案件
※当該制度の調査実施時期：落札決定前

エ　業務委託における低入札価格契約に係る履行状況

	H27（年間）		H28（年間）		H29（上半期）	
	調査対象	課題有	調査対象	課題有	調査対象	課題有
件数	42	0	38	1	31	1

※履行状況調査の対象金額：予定価格 100 万円超
※当該調査の対象：
一般競争入札の結果、落札率 80%未満（システム開発業務は 60%未満）の低価格で契約した全ての業務委託

評価

平成 26 年度から、物品は５万円未満から 10 万円以下に、印刷物は 50 万円以下から 250 万円以下に、地元調達運動の対象金額を引き上げて取組んでいる。対象金額引上げ以降においても、地元調達率は高く、一定の定着が認められる。

1　物品

・地元調達率は 95.4%となっており、数値目標を達成している。

2　印刷物

・地元調達率は 99.9%となっており、数値目標を達成している。

・30 万円以上の印刷物 35 件のうち、６件に最低制限価格等を下回る失格者が生じている。適切な積算に基づく最低制限価格等の設定により、過度な低価格での応札が減少し、適正価格による受発注につながっているものと考えられる。（平成 29 年度上半期分）

3　業務委託

・地元調達率は 99.0%となっており、数値目標を達成している。

・競争入札により調達する予定価格が 700 万円以上の業務委託で、低入札価格調査制度が適用される調査対象案件 26 件のうち、落札率が 80%未満となった２件について調査を実施したが、契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる案件は生じていない。（平成 29 年度上半期分）

・一般競争入札により調達する予定価格が 100 万円を超える業務委託において、低入札価格により契約した 31 件について履行状況調査を行ったところ、１件を除き適正に履行がなされている。
（当該１件については、業務従事者を十分に確保できず、一時的に業務の履行に支障が生じたため、是正指導を行ったもの。）（平成 29 年度上半期分）

今後の取組み（案）（平成 30 年度）

1　地元企業の受注機会の拡大（通知）

(1)　10 万円以下の物品購入、250 万円以下の印刷物製造請負、100 万円以下の業務委託については、引き続き、地元調達率 95%以上を数値目標とする。

(2)　物品で 10 万円を超えるもの、印刷物製造請負で 250 万円を超えるもの、業務委託で 100 万円を超えるものについても、個別の事案に応じて、可能な限り地元から調達するように努める。

(3)　予算主管課長は、公所で調達できると考えられるものについて、予算配当替による公所での地元調達に配慮する。

(4)　物品等の納入期限を５日未満とすることはできる限り避け、地元企業の見積合せへの参入の機会を確保する。

(5)　合理的な理由がある場合は、総合支庁所管地域等を単位とした地域要件を設定するよう努める。

(6)　業務委託において、再委託禁止が望ましい事案においては、入札公告及び契約書に再委託禁止条項を盛り込む。また、履行確認を行うことにより、承認のない再委託の防止に努める。

2　県産品愛用運動の推進（通知）

所属長及び職員一人ひとりが、物品の調達に際して、県産品の愛用（調達）に努める。

3　地元調達運動拡大に係る影響評価・検討

(1)　地元企業の受注機会について、物品購入の運動対象金額等、拡大に係る影響を調査し検討を行う。

(2)　印刷物の製造請負における最低制限価格等の設定状況については、設定率の引上げによる影響を調査の上、引き続き評価・検証を行う。

4　履行状況の実態調査

競争入札により調達する予定価格が 100 万円を超える業務委託において、落札率 80%未満（システム開発業務は 60%未満）の低入札価格による契約について、引き続き履行状況を調査する。

5　進行管理

公共調達関係調査・地元調達率調査・会計事務指導検査等において、取組状況及び課題等を把握する。

資料４

「山形県物品等及び役務の調達に係る方針」の実施状況及び今後の取組みについて

山形県物品等及び役務の調達に係る方針（概要）

（平成 27 年 2 月 23 日付会計第 776 号会計局長通知）

（平成 27 年1月決定）

Ⅰ　はじめに（省略）

Ⅱ　基本方針

（1）公正性、競争性及び透明性の確保
（2）適正な履行と品質の確保
（3）地域経済の活性化の促進
（4）県の施策推進への寄与

Ⅲ　基本方針に基づく取組み

1　公正性、競争性及び透明性の確保のための取組み

（1）不正行為の排除の徹底
（2）公正な入札の実施や入札及び契約の過程の公開等による透明性の向上
（3）入札・契約事務従事者への研修や事務手続に係るマニュアルの充実による適正な事務処理の推進
（4）適正な価格での発注の徹底
（5）適正な納入(履行)期限の設定
（6）適正な地域要件の設定

2　適正な履行と品質の確保のための取組み

（1）最も適正な履行を確保できる、価格以外の要素をも評価する発注方法の導入
（2）業務委託における履行成績を評価する仕組みの検討
（3）業務委託における低入札価格調査制度の運用
（4）印刷物製造請負契約における最低制限価格制度の運用
（5）委託業務従事者の適正な労働条件の確保
（6）業務委託契約における正規職員等配置の促進
（7）業務委託契約における「再委託の禁止条項の履行確認」の強化（清掃業務）

3　地域経済の活性化の促進のための取組み

（1）地元調達運動の継続と一層の推進
（2）県産品愛用運動の継続と一層の推進
（3）業務委託契約における多様な調達方法の導入による県内企業への受注機会の拡大
（4）新事業分野の開拓に取り組む県内中小企業等からの優先調達
（5）地域要件の設定

4　県の施策推進への寄与のための取組み

（1）障がい者や高齢者等の社会参加に対する支援
（2）環境負荷に配慮した調達の徹底
（3）施策推進企業への優先調達制度の導入
（4）委託業務従事者の適正な労働条件の確保(再掲)

Ⅳ　方針を推進するための措置

この方針の推進に当たっては、適宜、見直しを行うとともに、状況の変化に応じた改善を進め、基本方針の達成を目指すこととする。

会計局会計課は、方針を一層推進するため、必要に応じて調達実績の調査をするものとする。

平成 29 年度の主な取組状況

1　業務委託における総合評価一般競争入札(試行)の実施等【取組み：2-(1)(2)(5)(6)、3-(3)、4-(3)(4)】

（1）総合評価一般競争入札(試行)の実施

（対象：予定価格 700 万円以上の清掃・警備業務等）

清掃業務（２件）

①　産業技術短大及び職業能力開発専門校清掃業務委託
②　村山総合支庁北村山地域振興局清掃業務委託

警備業務（３件）

③　県庁舎警備業務委託
④　村山総合支庁本庁舎警備業務委託
⑤　庄内空港警備業務委託

《参考》

上記試行対象案件のほか、システム運用基盤構築に係る基本計画策定業務１件において総合評価方式を実施

（2）関係機関からの意見集約等

①　試行実施した発注者側からのアンケート調査及び受注者側(入札参加者側)からの聞取り調査の実施
②　県有財産総合管理基本方針（総務部所管）との調整（複数施設における一括発注の検討）

《参考》プロポーザル方式(企画提案公募型)の実施

年　度	H27	H28	H29(上半期)
件　数	112 件	137 件	99 件

※公共調達関係調査より（以下同じ）

2　業務委託における地域要件の設定（「県内本社・管内事業所」等）【取組み：1-(6)、3-(5)】

区　分	H28		H29(上半期)	
	県内・管内本社	管内事業所	県内・管内本社	管内事業所
一般競争入札	3 件	19 件	4 件	17 件
指名競争入札	27 件	14 件	13 件	17 件
随意契約	1 件	1 件	0 件	2 件
計	31 件	34 件	17 件	36 件

※「管内」：○○総合支庁管内、△△市(町村)内等

※《参考》競争入札案件(総件数)に係る地域要件設定件数の割合
H28 年度(年間)：26.1%　H29 年度(上半期)：25.4%

3　労働関係法令の遵守及び業務責任者等への正規職員等の配置促進

【取組み：2-(5)(6)、4-(4)】

業務委託仕様書等への「労働関係法令の遵守」の明記並びに業務責任者等への正規職員又は社会保険被保険者の配置の義務付けの明記

区分	年度	対象件数	労働関係法令遵守		業務責任者等への正規職員等配置	
			明記有	割合	明記有	割合
清掃業務	H28	24 件	14 件	58.3%	10 件	41.7%
	H29	14 件	9 件	64.3%	6 件	42.9%
警備業務	H28	11 件	5 件	45.5%	6 件	54.5%
	H29	11 件	9 件	81.8%	9 件	81.8%
計	H28	35 件	19 件	54.3%	16 件	45.7%
	H29	25 件	18 件	72.0%	15 件	60.0%

※H29 は上半期分（H28 より新たに調査実施）

評　　価

＜全体＞

物品購入、印刷物製造請負及び業務委託において、本方針に基づき、多様な調達方法の導入や地域要件の設定等により公共調達を通じた県民の福祉向上や地域経済の発展による社会的価値の実現への具体的な取組みが進められている。

1　総合評価一般競争入札の試行結果

平成 27 年度から３箇年にわたり実施した 15 件の試行事例から次のとおり一定の効果が認められる。

（1）落札率等

過去３箇年の試行事例について、前回契約分と比較すると、落札率について平均で 4.4 ポイント上昇しているとともに、低入札価格調査基準価格を下回った案件については７件から２件に大きく減少しており、低価格入札の排除に効果が認められる。

年度	前回契約分平均	試行事例平均	増減平均
H27	81.8%（低入３件）	87.8%（低入１件）	+6.0 ポイント
H28	83.9%（低入３件）	88.7%（低入０件）	+4.8 ポイント
H29	86.3%（低入１件）	88.7%（低入１件）	+2.4 ポイント
平均	84.0%（低入７件）	88.4%（低入２件）	+4.4 ポイント

※件数は各年度とも５件実施（計 15 件）

（2）入札参加者数等

入札参加者総数が減少する中、県外業者は前回契約分と比較して計 43 者から計 23 者に半数近く減少しているとともに、前回県内業者が受託した計 13 件全ての契約において県内業者が引き続き受託できている。

年度	前回契約分	試行事例	増減
H27	47 者(17)	25 者(7)	-22(-10)
H28	30 者(13)	18 者(8)	-12(-5)
H29	36 者(13)	19 者(8)	-17(-5)
計	113 者(43)	62 者(23)	-51(-20)

※（)内は、うち県外業者

（3）関係機関からの意見集約

発注者側からは、総合評価方式に係る事務が年度末の繁忙期に負担となっている旨の意見がある一方、受注者側を含め、適正な履行及び品質確保の観点から有益である旨の意見がある。また、小規模事業者から当該方式は負担となる面があり入札参加に消極的にならざるをえない旨の意見も受けている。

2　業務委託における地域要件の設定

平成 29 年度においては上半期で前年度と同程度の設定件数割合となっており、総合支庁管内等に事業所を要する地域要件設定件数は既に前年度を上回っている。

3　労働関係法令の遵守及び業務責任者等への正規職員等の配置促進

平成 29 年度(上半期)においては、前年度の設定件数割合を上回っている。

今後の取組み（案）（平成 30 年度）

＜全体＞

本方針に基づき、県民の福祉向上や地域経済の発展を推進するため、次の取組みを実施するものとする。

1　総合評価一般競争入札の試行継続

予定価格 700 万円以上の清掃・警備業務等を対象に総合評価一般競争入札の試行を継続して実施する。

（1）学識経験者からの意見聴取

契約担当者の事務負担の軽減及び総合評価方式の試行促進の観点から、会計局において標準型の「落札者決定基準」を作成し、当該基準を採用する年度当初契約の入札案件について、入札公告前に会計局が一括して学識経験者からの意見聴取を行う。

（2）県有財産総合管理基本方針との調整

複数施設における一括発注について、当方針を所管する総務部と連携しながら関係機関と調整を図っていく。

（3）試行継続及び実施結果の検証等

関係機関からの意見集約においては、当該方式の導入に前向きな意見がある一方、負担増になるなど両面の意見があるとともに、県有財産総合管理基本方針との調整も含めて検討を行っていく必要があるため、今後とも継続して試行結果を評価・検証していく。

2　業務委託における地域要件の設定

契約の性質及び目的に応じて、合理的な理由がある場合は、「県内本社」・「管内本社」・「管内事業所」等の地域要件を設定し、県内企業への受注機会の拡大を図る。

3　労働関係法令の遵守及び業務責任者等への正規職員等の配置促進

平成 30 年度契約に係る調査を継続して行い状況を把握しながら、業務仕様書等への労働関係法令遵守の明記を周知徹底するとともに、業務責任者等への正規職員等の配置について更なる促進を図っていく。

4　進行管理

会計事務指導検査、公共調達関係調査等において、取組状況及び課題等を把握する。

◎地元企業からの物品調達、印刷物の品質確保、業務委託の低価格入札対策等については、「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針」に基づき取組みを推進していく。

入札契約制度改善の主な取組みについて

平成30年2月21日
県土整備部

平成29年度における取組みの実施状況

建設工事

(1)低入札価格調査基準の引き上げ　H29年6月～

国土交通省の直接工事費の算定割合の引き上げを踏まえ、本県でも同様に**直接工事費の算定割合を95%から97%に引き上げ**。１月末現在の落札率は**96.0%**で、前年同月比で**0.4ポイント上昇**

(2)入札参加者の地域要件の変更　H29年4月～

総合支庁管内を地域要件とする設計金額の発注基準を3,000万円以上8,000万円未満から**3,000万円以上５億円未満に引き上げ**。１月末現在の総合支庁における管内業者受注率は**98.0%**（50件中49件）で、前年同月比で**7.1ポイント上昇**

(3)ICT(情報通信技術)活用工事の試行導入　H29年4月～

設計金額3,000万円以上かつ土工1,000㎥以上の工事をICTの全面的な活用工事の対象とし、土工量5,000㎥以上の工事は総合評価において加点評価。１月末現在ICT活用工事（土工）を**２件**実施

(4)若手技術者の育成モデル工事に係る試行内容の改善　H29年4月・7月～

若手技術者評価型に一本化。１月末現在、若手技術者を配置した工事の実施率は**28.6%**（21件中６件）で前年同月比で**14.3ポイント上昇**。一部を週休２日制確保モデル工事とし**３件**実施

建設工事関連業務委託

(1)総合評価落札方式への品質等確実点の導入　H29年7月～

品質確保の観点から入札価格が低入札調査基準価格を超える場合に**品質等確実点を加点**

(2)総合評価落札方式の推進　H29年7月～

設計金額3,000万円以上の業務に加え、**1,000万円以上3,000万円未満の業務の２割を原則実施**。１月末現在の3,000万円未満での実施率は**12.5%**（56件中７件）

建設工事・業務委託共通

発注見通しの公表回数の追加等　H29年4月～

建設工事について８月公表を追加し、年４回の公表を業務委託と同じ**年５回に拡大**。公表件数は、１月末現在で工事（1,619件）、委託（445件）それぞれ前年同月比で**92件、79件増加**

平成30年度における新たな取組み（案）　実施時期：H30年7月～

建設工事

(1)事後審査方式の適用拡大

入札参加資格審査を開札後に行う事後審査方式の金額要件（設計金額8,000万円未満）を撤廃し、WTO案件及び総合評価落札方式（標準型・簡易Ⅰ型）を除いて**事後審査方式に統一**

(2)全下請業者の社会保険等加入の促進

社会保険等未加入業者との一次下請契約を原則禁止に加え、**全下請業者の社会保険等への加入を原則**とし、**法定福利費を明示した請負代金内訳書**の提出義務付け。全下請業者が加入した場合、**工事成績評定で評価**

(3)ICT活用工事へのICT舗装工の追加

ＩＣＴ活用工事において、設計金額1,000万円以上かつ3,000㎡以上の路盤工を含む**舗装工を対象に追加**。総合評価においてＩＣＴ**舗装工を加点評価**

(4)女性技術者の評価　【総合評価落札方式】

40歳未満の若手配置予定技術者の評価に加え、**女性の配置予定技術者を年齢に関係なく加点評価**

(5)インターンシップ・職場体験学習等の評価　【総合評価落札方式】

担い手の育成・確保の観点から、**中学生から大学生までを対象としたインターンシップ・職場体験学習等の受入れを加点評価**。県内に本店のある建設会社のみ対象

(6)工事成績評定点の評価の配点基準の見直し　【総合評価落札方式】

工事成績評定点の平均点（78.8点）が評価基準の最高点（78点）を超え最高の区分に偏りが生じたため、**平均点を中央のレンジに設定**。また、工事成績評定を適正に評価するため、評価区分を３区分から**５区分に細分化**

建設工事関連業務委託

(1)若手・女性技術者の評価　【総合評価落札方式】

担い手の育成・確保の観点から、**若手又は女性を配置予定技術者とした場合に加点評価**。若手は40歳未満、女性の配置予定技術者については年齢に関係なく加点評価

(2)インターンシップの評価の拡大　【総合評価落札方式】

高校生のインターンシップのみの加点評価から評価対象を拡大し、**中学生から大学生までを対象としたインターンシップ・職場体験学習等の受入れを加点評価**。県内に本店のある建設コンサルタント会社等のみ対象

(3)業務成績評定点の評価の配点基準の見直し　【総合評価落札方式】

業務成績評定点の平均点（80.9点）が評価基準の最高点（80点）を超え最高の区分に偏りが生じたため、**平均点を中央のレンジに設定**。また、業務成績評定を適正に評価するため、評価区分を３区分から**５区分に細分化**

(4)総合評価落札方式の推進　【総合評価落札方式】

総合評価落札方式の対象金額を1,000万円以上から500万円以上に引き下げ、**原則実施を設計金額500万円以上3,000万円未満の業務の２割に拡大**。設計金額3,000万円以上の業務の原則実施は継続

(5)県内業者優先指名競争入札の拡大

土木関係建設コンサルタント業務の県内企業の入札参加機会の拡大のため、県内業者優先指名競争入札において、**難易度が標準の土木関係建設コンサルタント業務について原則実施**

※ 県内業者優先指名競争入札とは、指名業者を選定する際に、必須選定要件を満たす県内業者を優先的に指名する入札方式